

原子力事業者防災業務計画修正届出書

24原機(も)717
平成25年3月18日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 茨城県那珂郡東海村村松1番地40

氏名 独立行政法人日本原子力開発実験研究機構

理事長 鈴木 篤志

(担当者)

所 属 敦賀本部高速増殖炉研究開発センター

電 話 0770-39-1031 (代表))

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を修正したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	高速増殖炉研究開発センター 福井県敦賀市白木2丁目1番地
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日承認の種別とその年月日	原子炉設置許可 昭和58年 5月27日
原子力事業者防災業務計画修正年月日	平成25年 3月18日
協議した都道府県知事及び市町村長	福井県知事 西川 一誠 敦賀市長 河瀬 一治 滋賀県知事 嘉田 由紀子 岐阜県知事 古田 肇
予定される要旨の公表の方法	報道機関への公表 インターネットでの公開

高速増殖炉研究開発センター
原子力事業者防災業務計画

平成25年3月

独立行政法人日本原子力研究開発機構
敦賀本部高速増殖炉研究開発センター

修正履歴

番号	年 月 日	内 容
—	平成 12 年 6 月 16 日	新規作成
1	平成 13 年 9 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁等改革に伴う名称変更 ・その他記載の適正化等
2	平成 14 年 8 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・その他記載の適正化等
3	平成 15 年 9 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の組織変更及び建設所内異動に伴う反映 ・プラントデータ表示システム運用に伴う反映 ・その他記載の適正化等
4	平成 16 年 9 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・緊急被ばく医療活動の充実強化に伴う反映 ・その他記載の適正化等
5	平成 17 年 10 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・法人統合に伴う変更 ・その他
6	平成 18 年 9 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・F B R センター組織変更に伴う変更 ・記載の適正化
7	平成 19 年 9 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・機構内組織変更に伴う変更 ・地方公共団体の組織変更に伴う反映 ・記載の適正化
8	平成 20 年 9 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・法令改正に伴う変更 ・地方公共団体の組織改正に伴う反映 ・原子力防災教育の充実 ・その他記載の適正化
9	平成 21 年 9 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・F B R センター組織変更に伴う変更 ・プラントデータ表示システム運用変更に伴う反映
10	平成 22 年 9 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動に伴う変更 ・排気筒モニタ及び排水モニタの点検頻度の見直し ・その他記載の適正化
11	平成 25 年 3 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法及び関係政省令の改正に伴う反映 ・その他

目 次

第1章 総 則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	4
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章 原子力災害予防対策の実施	6
第1節 原子力防災体制の整備	6
1. 原子力防災体制の区分	6
2. 原子力防災組織、原子力防災要員等	6
3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務	7
第2節 原子力防災組織の運営方法	8
1. 原子力防災体制の発令及び解除の方法	8
2. 権限の行使	9
3. 要員の非常招集の方法	9
4. 通報連絡先の一覧表の整備	10
第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	10
1. F B Rセンター周辺監視区域（敷地境界）付近の放射線測定設備の設置、検査	10
2. 原子力防災資機材の整備	10
3. その他原子力防災関連資機材等の整備	11
第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備	11
1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料	11
2. F B Rセンター現地対策本部が設置される場所に備え付ける資料	11
3. 原子力規制庁緊急時対応センターが設置する場所に備え付ける資料	11
第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検	11
1. 緊急対策室	11
2. 集合・退避場所	12
3. 緊急処置施設等	12
4. 気象観測設備	12
5. プラントに係るデータ表示システム	12
6. 所内放送装置等	12
第6節 原子力防災教育の実施	12
1. F B Rセンターにおける原子力防災教育	12
2. 敦賀本部における原子力防災教育	13
3. 本部における原子力防災教育	13

第7節 原子力防災訓練の実施	13
1. FBRセンターにおける訓練	13
2. 国又は地方公共団体が主催する訓練	13
第8節 関係機関との連携	13
1. 国との連携	13
2. 地方公共団体との連携	14
3. 防災関係機関等との連携	14
第3章 緊急事態応急対策の実施等	15
第1節 通報、報告等の実施	15
1. 原子力防災体制の発令等	15
2. 通報の実施	15
3. 情報の収集と報告	15
4. 通話制限	16
第2節 応急措置の実施	16
1. 応急措置の実施及び概要の報告	16
2. 退避誘導及びFBRセンター周辺監視区域内入域制限	17
3. 放射能影響範囲の推定	17
4. 消火活動	17
5. 緊急時医療	17
6. 二次災害防止に関する措置	18
7. 汚染拡大の防止及び防護措置	18
8. 線量評価	18
9. 要員の派遣、資機材の貸与	18
10. 広報活動	19
11. 応急復旧	19
12. 原子力災害の拡大防止を図るための措置	19
13. 被災者相談窓口の設置	20
14. 運搬に係る応急措置	20
第3節 緊急事態応急対策	20
1. 原子力緊急事態の報告	20
2. 応急措置の継続実施	21
3. 要員の派遣、資機材の貸与	21
第4章 原子力災害事後対策の実施	22
第1節 原子力災害事後対策の計画等	22
1. 原子力災害事後対策の計画	22
2. 原子炉施設の復旧対策の実施	22

3．原子力防災体制の解除	22
4．原因究明及び再発防止対策	22
5．汚染の除去	23
6．被災者への生活再建等の支援	23
第2節 要員の派遣、資機材の貸与	23
第5章 その他	23
第1節 福井県内の他原子力事業所への協力	23
第2節 福井県外の原子力事業所等への協力	23

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）敦賀本部高速増殖炉研究開発センター（以下「FBRセンター」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るための業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な措置の遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）原子力災害

原子力緊急事態により公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

（2）原子力緊急事態

原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

（3）原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等を含む。）をいう。

（4）原子力緊急事態宣言

原災法第15条第2項の規定による「原子力緊急事態宣言」をいう。

（5）原子力緊急事態解除宣言

原災法第15条第4項の規定による「原子力緊急事態解除宣言」をいう。

（6）緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

(7) 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

(8) 原子力事業者

次に掲げる者（原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。

イ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第13条第1項の規定に基づく加工の事業の許可（承認を含む。本節において同じ。）を受けた者

ロ 規制法第23条第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可（船舶に設置する原子炉についてのものを除く。）を受けた者

ハ 規制法第43条の4第1項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者

ニ 規制法第44条第1項の規定に基づく再処理の事業の指定（承認を含む。）を受けた者（同条第3項の規定により再処理施設の設置について承認を受けた原子力機構を含む。）

ホ 規制法第51条の2第1項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者

ヘ 規制法第52条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者（同法第56条の3第1項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）

(9) 原子力事業所

原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

(10) 原子力防災管理者

原災法第9条第2項の規定に基づきFBRセンターを統括管理するFBRセンター所長をいう。

(11) 指定行政機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第3号に規定する機関をいう。

(12) 指定地方行政機関

災対法第2条第4号に規定する機関をいう。

(13) 関係周辺都道府県

FBRセンターから30kmの区域内にあり、同センターに関する地域防災計画を有する滋賀県及び岐阜県をいう。

(14) 関係周辺市町村

FBRセンターに関する地域防災計画を有し、当該市町村の区域につきFBRセンターの原子力災害の発生又は拡大防止を図ることが必要であると所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事が認めた市町村をいう。

(15) シビアアクシデント

設計時に考慮した範囲を超える異常な事態が発生し、想定していた手段では適切に炉心を冷却・制御できない状態になり、炉心溶融や原子炉格納容器の破損に至る事象をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力発電所の設計、建設、運転の各段階及び事業所外運搬においては、規制法、電気事業法（昭和39年法律第170号）等による国の安全規制に基づき、多重防護等の考え方により、各種の安全確保対策を講じている。

これらの安全確保対策とは別の観点から、万一、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力防災対策であり、原災法その他の原子力災害防止に関する法律に基づき、原子力災害の発生を未然に防止するために万全の備えを講じておくとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合の拡大防止及び復旧を図るために実施すべき事項について定めておく必要がある。

このため、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等（原災法第10条第1項に規定する通報、原災法第25条に規定する応急措置を含む。以下同じ。）、原子力災害事後対策の各段階における次の諸施策についてこの計画を定め、原子力防災対策の推進を図ることとする。

段階	施策
原子力災害予防対策	周到かつ十分な予防対策を行うための体制の整備、原子力防災資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施等
緊急事態応急対策等	迅速かつ円滑な応急対策を行うための事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施、関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等
原子力災害事後対策	適切かつ速やかな原子力災害復旧対策を行うための計画の策定、復旧対策の実施、被災地域復旧のための関係機関への要員の派遣及び資機材の貸与等

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

この計画の運用に当たっては、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策の各段階において、災対法に基づく次の諸計画と整合を図り、諸施策が一体的かつ有機的に実施されるよう留意する。

- (1) 防災基本計画 第11編 原子力対策編
- (2) 福井県、敦賀市、美浜町及び関係周辺都道府県の原子力災害に関する地域防災計画
- (3) 関係周辺市町村の地域防災計画

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

(1) 原子力防災管理者は、この計画が前節（2）の地域防災計画と抵触しないことについて、福井県、敦賀市及び関係周辺都道府県の意見も聴いた上で、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときは次の手順によりこれを修正する。

なお、原子力防災管理者は、修正の必要がない場合であってもその旨の意見を聴いた地方公共団体及び原子力防災専門官に報告する。

- a. 修正案の作成に当たっては、この計画の修正案が地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。
 - b. 所定の手続きにより福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に、この計画を修正しようとする日の60日前までに修正案を提出し協議する。また、この際は、計画を修正しようとする日を明らかにする。
 - c. この計画を修正した場合、所定の手続きにより様式1-5-1を用いて、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表する。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に対し、この計画の作成又は修正の状況について報告できるよう、その履歴について保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 原子力防災体制の整備

1. 原子力防災体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、下表に定める発生事象に応じて原子力防災体制を区分する。

原子力防災体制の区分

発生事象	原子力防災体制の区分
原災法第11条第1項に基づき設置している放射線測定設備において、 $1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 以上の放射線量が検出されるか、そのおそれがある場合	原子力第一防災体制
原災法第10条第1項に基づく通報を行ったとき	原子力第二防災体制

2. 原子力防災組織、原子力防災要員等

(1) FBRセンター

- a. 原子力防災管理者は、FBRセンターに別図2-1-1に定める原子力防災組織を設置する。
- b. 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。
- c. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員から原子力防災要員を選任するものとし、その原子力防災要員は原子力災害が発生した場合、直ちに別表2-1-1に定める業務を行う。
- d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、所定の手続きにより様式2-1-2を用いて、配置又は変更した日から7日以内に原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- e. 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員のうちから、次の職務を実施するための派遣要員をあらかじめ定めておくとともに、敦賀本部からの派遣要員を確認しておく。
 - (a) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力

- (b) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - (c) 他の原子力事業所及び事業所外運搬に係る緊急事態応急対策への協力
- (2) 敦賀本部
- a. 敦賀本部長は、別図2-2-2に定める敦賀対策本部を設置する。
 - b. 敦賀対策本部の組織は、この計画に従い、敦賀本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために、FBRセンターが行う対策活動を統括する。
 - c. 敦賀本部長は、原子力防災管理者が原子力第二防災体制を発令した場合、指定行政機関及び指定地方行政機関並びに地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。
- (3) 本部
- a. 安全統括部長は、別図2-2-3に定める機構対策本部の組織を整備する。
 - b. 機構対策本部の組織は、この計画に従い、本部における緊急事態応急対策活動を実施し、かつ原子力災害の発生又は拡大等を防止するために、FBRセンターが行う対策活動及び敦賀本部が行う活動を総理する。
 - c. 理事長は、原子力防災管理者が原子力第二防災体制を発令した場合、指定行政機関及び指定地方行政機関並びに地方公共団体等と連携して、緊急事態応急対策等を実施する。

3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の職務

- (1) 原子力防災管理者の職務は、次のとおりとする。
- a. 原子力防災組織の統括
 - b. 原災法第10条第1項の規定による通報
 - c. 原災法第25条第1項の規定による応急措置
 - d. 第2章に規定する原子力災害予防対策の実施、第3章に規定する緊急事態応急対策の実施等及び第4章に規定する原子力災害事後対策の実施（a.からc.までの職務を除く。）
 - e. 第5章に規定する他原子力事業所等への協力
 - f. その他法令で原子力防災管理者の職務として定める事項
- (2) この計画において原子力防災管理者の職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより他の者に実施させ、その結果の確認をもって原子力防災管理者が実施したものとみなす。
- (3) 副原子力防災管理者は、別表2-1-2のとおりとし、原子力防災管理者を補佐する。また、原子力防災管理者によりあらかじめ指名された副原子力防災管理者は、原子力防災管理者がFBRセンターにいないときは原子力防災組織を統括する。
- (4) 副原子力防災管理者は、原子力防災管理者が欠けたとき、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができないとき、別表2-1-2の順位に従って原子力防災管理者の職務を代行する。

- (5) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力防災管理者は、所定の手続きにより様式2-1-3を用いて、選任又は解任した日から7日以内に原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- (6) 原子力防災管理者は、他の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。

第2節 原子力防災組織の運営方法

1. 原子力防災体制の発令及び解除の方法

(1) 原子力防災体制の発令

a. FBRセンター

(a) 第2章第1節1. の区分に基づく原子力防災体制の発令は、原子力防災管理者が行う。

(b) 原子力防災管理者は、原子力防災体制を発令した場合、直ちに別図2-1-1の原子力防災組織によるFBRセンター現地対策本部を設置し、自らFBRセンター現地対策本部長としてFBRセンター現地対策本部を統括管理する。

b. 敦賀本部

敦賀本部長は、原子力防災管理者からFBRセンターにおける原子力防災体制の発令を受けた場合、別図2-2-2に定める敦賀対策本部を設置し、敦賀対策本部長として敦賀対策本部を統括管理する。

c. 本部

安全統括部長は、原子力防災管理者からFBRセンターにおける原子力防災体制の発令を受けた場合、直ちに理事長に報告する。報告を受けた理事長は、別図2-2-3に示す機構対策本部を設置し、機構対策本部長として機構対策本部を統括管理する。

(2) 原子力防災体制の解除

a. FBRセンター

FBRセンター現地対策本部長は、次の場合、原子力防災体制の解除について敦賀対策本部長に意見を具申し、同意を得た後、機構対策本部長の了承を得て、原子力防災体制を解除することができる。

(a) 原子力緊急事態宣言が発出されていた場合にあっては、原子力緊急事態解除宣言が公示され、かつ、原災法第22条で設置された地方公共団体の災害対策本部が廃止された後、原子力災害事後対策が終了して通常組織での対応が可能と判断した場合

(b) 原子力緊急事態宣言が発出されていない場合にあっては、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を講じ、原子力防災専門官の助言を受けて、第1章第4節(2)の地方公共団体の意見も聴いた上で、事象が収束したと判断した場合

b. 敦賀本部

敦賀対策本部長は、FBRセンター現地対策本部長から原子力防災体制の解除について意見具申を受けた場合、同項(2) a. (a) 又は(b) の条件に合致していることを確認した上で同意する。

c. 本部

機構対策本部長は、FBRセンター現地対策本部長から原子力防災体制の解除について上申があった場合、同項(2) a. (a) 又は(b) の条件に合致していることを確認した上で、通常組織で対応可能と判断した場合、原子力防災体制解除を了承する。

2. 権限の行使

- (1) FBRセンターの緊急事態応急対策等の活動に関する一切の業務は、原子力防災体制が発令された場合、FBRセンター現地対策本部の下で行う。
- (2) FBRセンター現地対策本部長は、職制上の権限を行使して活発にこの計画に基づく緊急事態応急対策等の活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置を講じることとする。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとるものとする。
- (3) FBRセンター現地対策本部の要員は、FBRセンター現地対策本部長及び班長等の指揮の下で、自己の属する班の業務、自己の役割・任務等に基づき緊急事態応急対策等の活動に従事する。

3. 要員の非常招集の方法

(1) FBRセンター

原子力防災管理者は、FBRセンターにおける原子力防災体制発令時に、別図2-1-1に定めるFBRセンター現地対策本部の要員を非常招集するため、別図2-2-4に定める招集連絡経路を整備する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめFBRセンター現地対策本部の要員の動員計画を策定し、これを原子力防災組織の構成員に周知する。

(2) 敦賀本部

安全品質推進部長は、FBRセンターにおける原子力防災体制発令時に、別図2-2-2に定める敦賀対策本部の要員を非常招集するため、別図2-2-4に定める招集連絡経路を確保する。なお、安全品質推進部長は、あらかじめ敦賀対策本部の要員の動員計画を策定し、これを敦賀対策本部の構成員に周知する。

(3) 本部

安全統括部長は、敦賀本部からFBRセンターの原子力防災体制発令の連絡があった場合、別図2-2-3に定める機構対策本部の要員を非常招集するため、別図2-2-4に定める招集連絡経路を整備する。なお、安全統括部長は、あらかじめ機構対策本部の要員の動員計画を策定し、これを機構対策本部の構成員に周知する。

4. 通報連絡先の一覧表の整備

原子力防災管理者は、敦賀本部長の協力を得て、通報連絡に万全を期すため次の通報連絡先の一覧表を整備しておく。

- (1) 別図2-2-5に定める原子力第一防災体制発令時の連絡
- (2) 別図2-2-6に定めるFBRセンター現地対策本部が設置された後の連絡
- (3) 別図2-2-7及び別図2-2-8に定める原災法第10条第1項に基づく通報連絡

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. FBRセンター周辺監視区域（敷地境界）付近の放射線測定設備の設置、検査

- (1) 原子力防災管理者は、原災法第11条第1項に基づき別表2-3-3及び別図2-3-9に示す放射線測定設備（モニタリングポスト）を設置する。また、安全管理課長は、あらかじめ定めるところにより次の措置を講じる。
 - a. 検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において放射線量の適正な検出を妨げるおそれのない状態を維持する。
 - b. 設置している地形の変化その他周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのない状態を維持する。
 - c. 年1回以上較正を行う。
 - d. 故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理するとともに、必要に応じて代替手段での測定を実施する。
- (2) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、所定の手続きにより様式2-3-4を用いて、設置又は変更した日から7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。
- (3) 原子力防災管理者は、放射線測定設備を新たに設置したとき又は変更したときは、所定の手続きにより原子力規制委員会に申請し、原子力規制委員会が行う検査を受ける。
- (4) 安全管理課長は、放射線測定設備により測定した放射線量の数値を記録計により記録し、運営管理室長は、1年間保存する。また、運営管理室長は、この記録に基づいた放射線量の数値を公衆が閲覧できる方法で公表する。

2. 原子力防災資機材の整備

- (1) 原子力防災管理者は、原災法に定められた原子力防災資機材として別表2-3-4に定める資機材を確保するとともにFBRセンター各室課長に次の措置を講じさせる。
 - a. 定期的に保守点検を行う。なお、点検内容等はあらかじめ定めるところによる。
 - b. 不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。
 - c. 関係機関等へ迅速かつ的確な通報連絡ができるよう、非常用通信機器の機能向上

に努める。

- (2) 原子力防災管理者は、原子力防災資機材を備え付けたときは、所定の手続きにより様式2-3-5を用いて、備え付けた日から7日以内に内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長及び関係周辺都道府県知事に届け出る。また、原子力防災管理者は毎年9月30日現在における備え付けの現況については翌月7日までに同様に届け出る。

3. その他原子力防災関連資機材等の整備

原子力防災管理者は、前項に加え別表2-3-5に定める原子力防災関連資機材及び別表2-3-6に定めるシビアアクシデント対策等に関する資機材については、別図2-3-10を目安に設置する。FBRセンター各室課長は、あらかじめ定めるところにより定期的に保守点検を行い、不具合が認められた場合は、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備

1. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料

原子力防災管理者は、原災法第12条第1項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設(福井県敦賀原子力防災センター。以下「原子力防災センター」という。)に備え付けるため、別表2-4-7に定める資料のうち、同条第4項に規定するものを所定の手続きにより内閣総理大臣に提出するとともに、その資料の写しを福井県、敦賀市、美浜町及び関係周辺都道府県に提出する。提出した資料の内容に変更があったときも、同様とする。

2. FBRセンター現地対策本部が設置される場所に備え付ける資料

危機管理室長は、FBRセンター現地対策本部が設置される場所(以下「緊急対策室」という。)に、別表2-4-7に定める資料を備え付ける。また、危機管理室長は、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。

3. 原子力規制庁緊急時対応センターが設置される場所に備え付ける資料

危機管理室長は、原子力規制庁緊急時対応センターにおいて使用する、別表2-4-8に定める資料を備え付ける。また、危機管理室長は、これらの資料についてあらかじめ定めるところにより定期的に見直しを行う。

第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検

1. 緊急対策室

危機管理室長、管理課長及び電気保修課長は、緊急対策室内の各設備を整備するとともに、危機管理室長は、換気浄化設備を定期的に点検する。

2. 集合・退避場所

危機管理室長は、別図2-5-11に定める場所に、その場所が集合・退避場所であることを示す立て看板等を設置する。また、危機管理室長は、集合・退避場所を指定又は変更したときは、関係者に周知する。

3. 緊急処置施設等

管理課長は、別図2-5-12に示す場所に緊急処置施設として緊急処置室を、安全管理課長は除染室を整備する。

4. 気象観測設備

安全管理課長は、別図2-5-12に示す場所に設置した別表2-5-9の気象観測設備をあらかじめ定めるところにより定期的に点検を行い、当該設備に不具合が認められた場合は速やかに修理する。

なお、気象観測設備の記録の取り扱いについては、あらかじめ定めるところによる。

5. プラントに係るデータ表示システム

危機管理室長は、FBRセンターにおけるプラントに係るデータ表示システム（以下「SPDS」という。）を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

6. 所内放送装置等

管理課長は、FBRセンターにおける所内放送装置を、危機管理室長は緊急招集システムを、電気保修課長は運転指令装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。

第6節 原子力防災教育の実施

1. FBRセンターにおける原子力防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次の項目について、別表2-6-10に定める原子力防災教育を行う。また、原子力防災教育を実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関する知識
- (2) FBRセンター及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
- (3) 放射線防護に関する知識
- (4) 放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識
- (5) シビアアクシデントに関する知識

2. 敦賀本部における原子力防災教育

安全品質推進部長は、敦賀対策本部の構成員に対し、原子力災害に関する知識及び技能を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表2-6-11に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

3. 本部における原子力防災教育

安全統括部長は、機構対策本部の構成員に対し、原子力災害に関する知識を習得し原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、別表2-6-12に定める原子力防災教育を行う。また、教育の実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容等の見直しを行う。

第7節 原子力防災訓練の実施

1. F B Rセンターにおける訓練

- (1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織の構成員等に対し、別表2-7-13に定める原子力防災訓練を実施する。また、原子力防災訓練実施後には評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じてこの計画又は原子力防災訓練の実施方法等の見直しを行う。
- (2) 原子力防災管理者は、訓練の実施にあたり策定した訓練計画について原子力防災専門官の指導・助言を受ける。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力防災訓練を実施した場合、地方公共団体と共同で実施した訓練項目を除き、あらかじめ定めるところによりその結果を評価し、様式2-7-6により原子力規制委員会に報告するとともに、その要旨を公表する。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、訓練内容に応じて要員の派遣、資機材の貸与等も含め訓練実施に参画する。

第8節 関係機関との連携

1. 国との連携

- (1) 原子力防災管理者は、本部及び敦賀本部と平常時から協調し、原子力防災専門官及び国の機関との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。
- (2) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。

- (3) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣から原災法第32条に基づくFBRセンターの立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力規制庁又は国土交通大臣から規制法第64条第3項に基づく命令があった場合は、速やかにその対応を行う。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 原子力防災管理者は、敦賀本部と平常時から協調し、福井県、敦賀市、美浜町及び関係周辺都道府県との間で、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。なお、第2章第1節2.(1)d.、第2章第1節3.(5)、第2章第3節1.(2)及び第2章第3節2.(2)による届出を行った場合は、美浜町に当該届出に係る書類の写しを送付する。
- (2) 原子力防災管理者は、福井県県、敦賀市、美浜町及び関係周辺都道府県から放射線防護に関する教育講師の派遣その他原子力防災知識の啓発に関する要請があったときには、協力する。
- (3) 原子力防災管理者は、福井県知事、敦賀市長又は関係周辺都道府県知事から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務について報告を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、福井県知事、敦賀市長又は関係周辺都道府県知事から原災法第32条に基づくFBRセンターの立入検査を求められた場合は、その立入検査について対応を行う。

3. 防災関係機関等との連携

原子力防災管理者は、FBRセンターと関係のある防災関係機関等（敦賀美方消防組合消防本部、敦賀警察署、敦賀海上保安部その他関係機関）とは平常時から協調し、原子力防災情報の収集・提供等、相互連携を図る。

第3章 緊急事態応急対策の実施等

第1節 通報、報告等の実施

1. 原子力防災体制の発令等

- (1) 原子力防災管理者は、第2章第1節1. の区分に応じ、第2章第2節の方法により原子力防災体制を発令し、直ちにFBRセンター現地対策本部の要員の非常招集及び別図2-2-5に定める関係機関に連絡を行うとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。なお、原子力第二防災体制の発令の連絡は本節2. の通報をもって行う。
- (2) 原子力防災管理者は、FBRセンター現地対策本部長として、FBRセンター現地対策本部の指揮を行う。

2. 通報の実施

原子力防災管理者（FBRセンター現地対策本部を設置したときはFBRセンター現地対策本部長。以下本章において同じ。）は、原災法第10条第1項に規定する別表3-1-1-4の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式3-1-7に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-2-7に定める通報（報告）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関にファクシミリ装置を用いて同時に送信する。さらに、その着信を確認する。また、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行う。

また、原子力防災管理者は、別表3-1-1-5に掲げるものの事業所外運搬（以下この章及び第4章において単に「運搬」という。）における別表3-1-1-4の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式3-1-7に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-2-8に定める通報（報告）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官並びに各関係機関にファクシミリ装置を用いて送信する。さらに、その着信を確認する。また、あらかじめ定める関係機関への情報連絡を行う。

3. 情報の収集と報告

- (1) FBRセンター現地対策本部長は、前項により通報（運搬に係るものを除く。）を行った場合、SPDSによる原子力規制委員会へのデータ伝送状態に異常がないことを確認する。
- (2) FBRセンター現地対策本部情報班長は、事故状況の把握を行うため、次の情報を迅速かつ的確に収集する。
 - a. 事故の発生時刻及び場所

- b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置
 - c. 被ばく及び障害等人身災害にかかる状況
 - d. FBRセンター周辺監視区域境界付近における放射線及び放射能の測定結果
 - e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
 - f. 気象状況
 - g. 収束の見通し
 - h. 放射能影響範囲の推定結果
 - i. その他必要と認める事項
- (3) FBRセンター現地対策本部对外対応班長は、前号により収集した事故状況を様式3-1-8にまとめ、別図2-2-7に定める通報（報告）経路により内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関（原子力第一防災体制時にあっては別図2-2-6）に報告（運搬にあっては、様式3-1-9に必要事項を記入し、別図2-2-8に定める通報（報告）経路により報告）するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。
- (4) FBRセンター現地対策本部对外対応班長は、本章第1節から第3節に掲げる通報及び報告を行った場合は、その内容を記録として保存する。

4. 通話制限

FBRセンター現地対策本部総務班長は、緊急事態応急対策等の活動時の保安通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じるものとする。

第2節 応急措置の実施

1. 応急措置の実施及び概要の報告

FBRセンター現地対策本部長は、本節2. から12.（運搬にあっては本節14.）に掲げる応急措置の実施にあたり、優先順位を考慮して、措置内容及び実施担当者を明確にしたうえで、下記事項に関する措置の実施計画を策定する。

- (1) 施設や設備の整備及び点検
- (2) 故障した設備等の応急復旧
- (3) その他応急措置の実施に必要な事項

また、FBRセンター現地対策本部对外対応班長は、様式3-2-10にその概要を記入し、別図2-2-7に定める通報（報告）経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関（原子力第一防災体制時にあっては別図2-2-6）に報告（運搬にあっては、様式3-2-10に必要事項を記入し、別図2-2-8に定める通報（報告）経路により報告）するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

2. 退避誘導及びF B Rセンター周辺監視区域内入域制限

- (1) F B Rセンター現地対策本部総務班長は、F B Rセンター周辺監視区域（以下「もんじゅ施設」という。）内の緊急事態応急対策等の活動に従事しない者及び来訪者等（以下「F B Rセンター退避者」という。）を退避させるため退避誘導員を配置し、その業務に当たらせる。
- (2) F B Rセンター現地対策本部総務班長は、F B Rセンター退避者に対して所内放送装置又は運転指令装置等により指定する集合・退避場所へ退避すること及びその際の防護措置を周知する。
- (3) F B Rセンター現地対策本部長は、必要と認めたときはF B Rセンター退避者をもんじゅ施設外に退避させるよう指示する。なお、退避に当たっては関係機関と調整を行う。また、この際、F B Rセンター現地対策本部総務班長は、退避誘導班員にもんじゅ施設外へのF B Rセンター退避者の氏名を記録するよう指示する。
なお、F B Rセンター退避者をもんじゅ施設外に退避させる場合には、F B Rセンター現地対策本部对外対応班長はその旨を直ちに福井県知事、敦賀市長、関係周辺都道府県知事、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。
- (4) F B Rセンター現地対策本部総務班長は、原子力防災体制発令中においては、もんじゅ施設内への入域を制限するとともに、もんじゅ施設内における原子力災害対策活動に關係のない車両の使用を禁止する。

3. 放射能影響範囲の推定

- (1) F B Rセンター現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ施設内及びもんじゅ施設周辺の放射線及び放射能の測定（以下「F B Rセンター緊急時モニタリング」という。）を行う。
- (2) F B Rセンター現地対策本部放射線管理班長は、排気筒モニタのデータ等から外部へ放出された放射性物質の量の評価を行う。
- (3) F B Rセンター現地対策本部放射線管理班長は、F B Rセンター緊急時モニタリングのデータ、前号の評価結果、気象観測データ等から放射能影響範囲を推定する。

4. 消火活動

F B Rセンター現地対策本部消防班長は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ迅速に初期の消防活動を行う。また、火災情報を受けた对外対応班長は消防署に火災の現場状況等を速やかに連絡する。

5. 緊急時医療

- (1) F B Rセンター現地対策本部総務班長及び放射線管理班長は、負傷した者、放射線による障害が発生した者又はそのおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を可能な限り放射線による影響の少ない場所に速やかに救出し、必要に応じ別図2-5-12に定める緊急処置施設に搬送する。

- (2) FBRセンター現地対策本部総務班長及び放射線管理班長は、前号により搬送した負傷者等に応急処置及び除染等の措置を講じる。また、FBRセンター現地対策本部総務班長は、医療機関への移送及び治療の依頼の措置を講じる。この際、移送先の医療機関については、福井県の指示を受ける。
- (3) FBRセンター現地対策本部総務班長は、負傷者等を医療機関へ移送する際に放射線物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。
- なお、随行者は、搬送機関及び医療機関に必要な情報を伝達するとともに負傷者等の移送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力し、その結果をFBRセンター現地対策本部総務班長に連絡する。連絡を受けたFBRセンター現地対策本部総務班長は、その旨を福井県に報告する。
- (4) FBRセンター現地対策本部長は、FBRセンター現地対策本部の要員に対し心身の健康管理にかかる適切な措置を講じる。

6. 二次災害防止に関する措置

FBRセンター現地対策本部総務班長は、医療機関への移送、治療や消防機関に消火活動を依頼するとき及び救急隊、消防隊が到着したときに、事故の概要及び負傷者等の放射性物質による汚染の状況等、二次災害防止のために必要な情報を伝達する等の措置を講じる。

7. 汚染拡大の防止及び防護措置

- (1) FBRセンター現地対策本部放射線管理班長は、もんじゅ施設内の不要な被ばくを防止するため、立ち入りを禁止する区域を標識により明示するほか、必要に応じ所内放送装置又は運転指令装置等により周知する。また、応急対策を実施する場所において放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかに汚染の拡大防止及び放射性物質の除去に努める。
- (2) FBRセンター現地対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び線量計の携帯等の防護措置を講じる。

なお、FBRセンター現地対策本部総務班長は、FBRセンター現地対策本部放射線管理班長の協力を得て、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表3-2-16に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。

8. 線量評価

FBRセンター現地対策本部放射線管理班長は、FBRセンター退避者及び緊急事態応急対策等の活動を行うFBRセンター現地対策本部の要員の線量評価を行う。

9. 要員の派遣、資機材の貸与

FBRセンター現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施するもんじゅ施設外における応急の対策が、的確かつ円滑に行われるようとするため、敦賀対策本部長の協力を得て、別表3-2-

1.7に定める要員の派遣、資機材の貸与その他FBRセンター内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。

1.0. 広報活動

(1) FBRセンター現地対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始されるまでに報道機関からFBRセンターでの取材要請を受けた場合、又は当機構から緊急記者発表を行う必要があると認めた場合は、敦賀対策本部長にその状況に応じて対応を依頼する。

依頼を受けた敦賀対策本部長は、災害の状況等を考慮したうえで、公表場所を記者発表に適切な任意の場所に設定する。

- (2) FBRセンター現地対策本部情報班長は、公表する情報を別図3-2-13に定める連絡経路により連絡し、敦賀対策本部広報班長は、公表する内容を取りまとめ、(1)の場所で記者発表を行う。なお、FBRセンター現地対策本部対外対応班長は、別図2-2-7（原子力第一防災体制時にあっては別図2-2-6）に定める経路により関係箇所に連絡する。また、公表する内容について、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。
- (3) FBRセンター現地対策本部長は、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、敦賀対策本部長の協力を得て原子力防災センター内の活動に必要な要員を派遣し、もんじゅ施設の状況及び実施している応急措置の概要等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を随時報告させることにより、原子力防災センターにおいて実施される合同記者発表に協力する。
- (4) 敦賀対策本部長は、原子力災害に係る住民からの問い合わせに備え、住民広報窓口を設置する。

1.1. 応急復旧

- (1) FBRセンター現地対策本部運転班長は、中央制御室の計器等による監視及び巡回点検の実施により、FBRセンター設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。
- (2) FBRセンター現地対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社への協力を要請する。また、敦賀対策本部長は、応急復旧計画作成の支援を実施するとともに必要な資機材の確保及び応急復旧要員の派遣等を行う。
- (3) FBRセンター現地対策本部長は、プラントメーカー及び協力会社と連携して別表3-2-18の業務を含め、応急復旧のための計画を作成し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

1.2. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

FBRセンター現地対策本部長は、次に示すとおり、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大防止を図るための措置を講じる。その際、原子力防災センターにおける運営が開始された場合は、同センターで実施される事故の拡大の可能性の予測や放射性物質の影響範囲等の評価について十分把握する。

- (1) FBRセンター現地対策本部長は、原子炉の運転状態、工学的安全施設等の動作状態の把握を行い、その結果に基づき、災害の拡大防止に必要な機械及び電気設備の応急補修措置並びに原子炉の運転停止等の運転上の措置を講じる。
- (2) 事故の拡大の可能性及び放射性物質等が外部へ放出される可能性を評価し、汚染及び被ばく拡大防止対策のための放射線に関する影響範囲及び拡大性の把握を行う。
- (3) 上記(2)の結果に基づき、立入制限区域の設定を行う。
- (4) 上記(2)の結果に基づき、危険物施設の防護措置を講じる。

1.3. 被災者相談窓口の設置

機構対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する。

1.4. 運搬に係る応急措置

- (1) FBRセンター現地対策本部長は、運搬に係る応急措置を講じる場合、敦賀対策本部長の協力を得て、直ちに別表3-2-17に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要な措置を講じる。
- (2) 現地に派遣された要員は、当機構が運搬を委託した者、最寄りの消防機関、警察及び海上保安部と協力して事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生及び拡大の防止を図る。
 - a. 立入り制限区域の設定及び退避等の実施
 - b. 環境放射線モニタリングの実施
 - c. 消火及び延焼防止措置の実施
 - d. 負傷者等の救出
 - e. 輸送物の安全な場所への移動
 - f. 漏えいの拡大防止措置の実施、汚染の除去及び遮へい対策の実施
 - g. その他必要な措置の実施

なお、上記の要員が到着するまでの間、運搬に携わっている職員及び当機構が運搬を委託した者は、携行している資機材を用いて、次の措置を講じる。

- h. 立入り制限区域の設定及び退避等の実施
- i. 環境放射線モニタリングの実施
- j. 消火及び延焼防止措置の実施
- k. 負傷者等の救出
- l. その他必要な措置の実施

第3節 緊急事態応急対策

1. 原子力緊急事態の報告

FBRセンター現地対策本部長は、原災法第15条第1項に関する別表3-3-19に定める報告基準に至った場合は、様式3-3-11を用いて、別図2-2-7（運搬

の場合にあっては、別図2-2-8)に定める通報(報告)経路に基づき、関係機関に報告するとともに、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行う。

2. 応急措置の継続実施

FBRセンター現地対策本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に定める措置(前節9.の要員の派遣、資機材の貸与を除く。)を、原子力緊急事態解除宣言があるまでの間継続して講じる。なお、要員の派遣、資機材の貸与については、本節3.のとおりとする。

3. 要員の派遣、資機材の貸与

- (1) FBRセンター現地対策本部長は、敦賀対策本部長の協力を得て、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関が実施するもんじゅ施設外における緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため別表3-3-20に定める派遣先に対し、同表に定める要員の派遣、資機材の貸与その他FBRセンター内の状況に関する情報提供等、派遣先の要請に応じて必要な措置を講じる。
- (2) 派遣された要員は、原子力災害合同対策協議会等の派遣先の各機関と連携しつつ、別表3-3-20に定める業務を行う。また、その業務内容について、FBRセンター現地対策本部長に報告する。

なお、運搬の場合は、現地に派遣された要員は、当機構が運搬を委託した者と協力し、国の現地対策本部の指揮に基づき、災害現場に派遣された専門家の助言を踏まえつつ、緊急事態応急対策を主体的に講じる。

- (3) FBRセンター現地対策本部長は、緊急事態応急対策の実施に関し、他の原子力事業所等から次の支援を必要とするときは、敦賀対策本部長に要請する。
- a. 敦賀対策本部からの要員の派遣及び資機材の貸与
 - b. あらかじめ関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び当機構で定める若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与

第4章 原子力災害事後対策の実施

第1節 原子力災害事後対策の計画等

1. 原子力災害事後対策の計画

FBRセンター現地対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言があった場合、次の事項について機構対策本部長及び敦賀対策本部長の協力を得て、原子力災害事後対策計画を速やかに策定し、原子力防災センターにおける現地事後対策連絡会議等にて、原子力規制委員会、福井県知事、敦賀市長、美浜町長及び関係周辺都道府県知事に報告するとともに、あらかじめ定める関係機関に送付する。

- (1) 原子炉施設の復旧対策に関する事項（本節2. 参照）
- (2) 環境放射線モニタリングに関する事項
- (3) 汚染検査及び汚染除去に関する事項
- (4) 広報活動に関する事項
- (5) 被災者の損害賠償請求等への対応のための窓口に関する事項
- (6) 原子力災害事後対策の実施体制・実施担当者及び工程に関する事項

2. 原子炉施設の復旧対策の実施

FBRセンター現地対策本部長は、原子力災害発生後の事態収束を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 原子炉施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設の除染の実施
- (3) 原子炉施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止

3. 原子力防災体制の解除

FBRセンター現地対策本部長は、第2章第2節1. (2)により原子力防災体制を解除する。また、FBRセンター現地対策本部長は、原子力防災体制を解除しFBRセンター現地対策本部を解散したときは、機構対策本部長及び敦賀対策本部長に報告し、別図2-2-7（運搬の場合にあっては、別図2-2-8）に定める通報（報告）経路に基づき関係機関に連絡するとともに、あらかじめ定める関係機関に連絡する。

4. 原因究明及び再発防止対策

FBRセンター現地対策本部長は、機構対策本部長及び敦賀対策本部長の協力を得て原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を検討、実施する。

5. 汚染の除去

機構対策本部長は、原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域が確認された場合は、国及び地方公共団体等と協力して、汚染区域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じる。

6. 被災者への生活再建等の支援

機構対策本部長は、国及び地方公共団体等と協調し、復興過程の被災者への仮設住宅等の提供など、その間の生活維持のための支援に協力する。

第2節 要員の派遣、資機材の貸与

F B Rセンター現地対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が、的確かつ円滑に行われるようとするため、本章第1節1. の原子力災害事後対策計画に基づき、別表4-2-2-1に定める要員の派遣、資機材の貸与その他必要に応じて必要な措置を講じる。

第5章 その他

第1節 福井県内の他原子力事業所への協力

原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が発生した場合、敦賀本部長からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等及び原子力災害事後対策を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 別表5-1-2-2に示す要員の派遣及び資機材の貸与のうちF B Rセンター関係分
- (2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣及び資機材の貸与の要請への協力
- (3) 前項(1)及び(2)による協力を円滑に進めるためのF B Rセンター支援会議の設置

第2節 福井県外の原子力事業所等への協力

原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合又は他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合は、敦賀本部長からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を支援するため、次の措置を講じる。

- (1) 別表5-2-2-3に定める要員の派遣及び資機材の貸与のうちF B Rセンター関係分

高速増殖炉研究開発センター
原子力事業者防災業務計画別冊

平成25年3月

独立行政法人日本原子力研究開発機構
敦賀本部高速増殖炉研究開発センター

目 次

別表 2－1－1	原子力防災要員の職務と配置	1
別表 2－1－2	副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位	2
別表 2－3－3	F B R センター敷地周辺の放射線測定設備の種類	3
別表 2－3－4	原子力防災資機材	4
別表 2－3－5	原子力防災関連資機材	5
別表 2－3－6	シビアアクシデント対策等に関する資機材	6
別表 2－4－7	緊急事態応急対策等の活動で使用する資料	7
別表 2－4－8	原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料	8
別表 2－5－9	緊急事態応急対策等の活動で使用する設備	9
別表 2－6－10	F B R センターにおける原子力防災教育の内容	10
別表 2－6－11	敦賀本部における原子力防災教育の内容	11
別表 2－6－12	本部における原子力防災教育の内容	12
別表 2－7－13	原子力防災訓練の内容	13
別表 3－1－14	原災法第10条第1項に基づく通報基準	14
別表 3－1－15	F B R センターが輸送物の安全に責任を有するもの	16
別表 3－2－16	原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準	17
別表 3－2－17	原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与	18
別表 3－2－18	原子力防災組織業務の一部を委託するもの	19
別表 3－3－19	原災法第15条第1項に関する報告基準	20
別表 3－3－20	緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与 (原災法第15条第2項の原子力緊急事態宣言発出以降)	22
別表 4－2－21	原子力災害事後対策における要員の派遣、資機材の貸与 (原災法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言後)	23
別表 5－1－22	福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与	24
別表 5－2－23	福井県外の原子力事業所又は他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態における要員の派遣、資機材の貸与	27
別図 2－1－1	F B R センター原子力防災組織 (F B R センター現地対策本部の組織)	28
別図 2－2－2	敦賀対策本部の組織	29
別図 2－2－3	機構対策本部の組織	30
別図 2－2－4	各対策本部の非常招集連絡経路	31
別図 2－2－5	原子力第一防災体制発令時の連絡経路	33

別図 2－2－6	F B R センター現地対策本部設置後の報告連絡経路 (原子力第一防災体制発令後の報告連絡経路) ······ 3 4
別図 2－2－7	原子力第二防災体制発令時等の通報（報告）経路 ······ 3 5
別図 2－2－8	事業所外運搬における原子力第二防災体制発令時等の通報 (報告) 経路 ······ ······ ······ ······ 3 6
別図 2－3－9	もんじゅ施設境界付近の放射線測定設備 ······ ······ 3 7
別図 2－3－10	シビアアクシデント対策等に関する資機材配置 ······ ······ 3 8
別図 2－5－11	もんじゅ施設の集合・退避場所 ······ ······ ······ 3 9
別図 2－5－12	もんじゅ施設内の緊急処置施設等 ······ ······ ······ 4 0
別図 3－2－13	公表内容の連絡経路 ······ ······ ······ ······ 4 1
 様式 1－5－1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書 ······ 4 2
様式 2－1－2	原子力防災要員現況届出書 ······ ······ ······ 4 3
様式 2－1－3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任 届出書 ······ ······ ······ ······ 4 4
様式 2－3－4	放射線測定設備現況届出書 ······ ······ ······ 4 5
様式 2－3－5	原子力防災資機材現況届出書 ······ ······ ······ 4 6
様式 2－7－6	防災訓練実施結果報告書 ······ ······ ······ 4 7
様式 3－1－7	特定事象発生通報様式 ······ ······ ······ 4 8
様式 3－1－8	異常事態連絡様式（第 2 報以降）（原子炉施設） ······ 4 9
様式 3－1－9	異常事態連絡様式（第 2 報以降）（事業所外運搬） ······ 5 3
様式 3－2－10	応急措置の概要の報告 ······ ······ ······ 5 5
様式 3－3－11	原災法第 15 条第 1 項に関する報告様式 ······ ······ 5 6

別表 2－1－1 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	配置	原子力防災組織の班名と人員
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理並びに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業外運搬に係る特定事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）、関係地方公共団体の長その他関係者との連絡調整	F B Rセンター内	情報班長（危機管理室長） 対外対応班長（運営管理室長） 他 2 名（運営管理室員、危機管理室員）
原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換並びに緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策についての相互の協力	F B Rセンター内 又は 原子力防災センター	副本部長（技術部長） 副本部長（品質保証室長） 他 2 名（運営管理室員、技術課員）
特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	敦賀本部事務所内 又は 原子力防災センター	敦賀対策本部広報班長 （業務統括部 広報課長） 敦賀対策本部広報班長代理 （業務統括部広報課長代理） 他 2 名（業務統括部員）
F B Rセンター内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	F B Rセンター内 又は 原子力防災センター	放射線管理班長（安全管理課長） 放射線管理班長（安全品質推進部環境監視課長） 他 2 名（安全管理課員、安全品質推進部環境監視課員）
原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	F B Rセンター内	副本部長（プラント管理部長） 運転班長（発電課長） 他 2 名（発電課員）
防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	F B Rセンター内	情報班長（危機管理室長） 放射線管理班長（安全管理課長） 他 2 名（管理課員、プラント保全部員）
放射性物質による汚染の除去	F B Rセンター内 又は 原子力防災センター	放射線管理班長（安全管理課長） 放射線管理班長代理（安全管理課長代理） 他 2 名（プラント保全部員）
被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	F B Rセンター内	総務班長代理（管理課長） 放射線管理班長（安全管理課長） 他 2 名（管理課員、安全管理課員）
原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	F B Rセンター内 又は 敦賀本部事務所	補修班長（プラント保全部長） 敦賀対策本部資材調達班長 （業務統括部調達課長） 他 2 名（業務統括部経理課員、調達課員）
F B Rセンター内の警備及び原子力事業所内における従業者等の避難誘導	F B Rセンター内	総務班長（危機管理室長代理） 総務班員（管理課長代理） 他 2 名（管理課員、プラント保全部員）

別表 2－1－2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位

代行順位	副原子力防災管理者
(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)	所長代理（運営・管理） 副所長（危機管理・運転）兼危機管理室長 副所長（保守・技術統括） 副所長（技術・品質保証） 技術部長 プラント管理部長 プラント保全部長 運営管理室長 品質保証室長

別表 2－3－3 F B R センター敷地周辺の放射線測定設備の種類

名 称	測定対象	測定器種類、測定レンジ
モニタリングポスト 1 ※(EL160m)	空間線量率	NaI (10～ 10^5 nGy/h、電離箱 (10～ 10^8 nGy/h)
モニタリングポスト 2 ※(EL230m)	空間線量率	NaI (10～ 10^5 nGy/h、電離箱 (10～ 10^8 nGy/h)
モニタリングポスト 3 ※(EL200m)	空間線量率	NaI (10～ 10^5 nGy/h、電離箱 (10～ 10^8 nGy/h)
モニタリングポスト 4 ※(EL175m)	空間線量率	NaI (10～ 10^5 nGy/h、電離箱 (10～ 10^8 nGy/h)

※：原災法第11条第1項に基づく放射線測定設備

別表 2-3-4 原子力防災資機材

分類	原子力防災資機材現況届出書の名称		F B Rセンター該当名称		数量	点検頻度	保管場所
放射線障害防護用器具	汚染防護服		タイベックスーツ		28組	1回／年	緊急対策室
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク		空気呼吸器		4台	1回／年	中央制御室入口
	フィルター付き防護マスク		全面マスク		28個	1回／年	洗濯作業室
非常用通信機器	緊急時電話回線		N T T電話回線		1回線	—	緊急対策室
	ファクシミリ		ファクシミリ装置		1台	1回／年	緊急対策室
	携帯電話等		携帯電話		7台	—	各防災要員携帯
計測機等	固定式測定器		排気筒モニタ		1台	施設定期検査毎*	スッキモニタ計器室(A)
			排水モニタ		1台	施設定期検査毎*	排水モニタ室
	ガンマ線測定用サーベイメータ		電離箱式サーベイメータ		4台	1回／年	放管室、緊急対策室
	中性子線測定用サーベイメータ		中性子サーベイメータ		2台	1回／年	放管倉庫
	空間放射線積算線量計		T L D素子		4個	1回／年	放管室
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		汚染測定用サーベイメータ(α線)		1台	1回／年	放管倉庫
			汚染測定用サーベイメータ(β線)		1台	1回／年	放管室
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ	可搬式ダストサンプラ	サンプラ	4台	1回／年	放管室、緊急対策室
		測定器	測定器	測定器	1式	1回／年	放管測定室
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ	可搬式ヨウ素サンプラ	サンプラ	2台	1回／年	放管倉庫
		測定器	測定器	測定器	1式	1回／年	放管測定室
	個人用外部被ばく線量測定機器		アラームメータ		40台	1回／年	出入管理室
その他資機材	ヨウ素剤		ヨウ素剤		400錠	1回／年	健康管理室
	担架		担架		1台	1回／年	健康管理室
	除染器具		除染キット		1式	1回／年	緊急対策室
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		救急車		1台	道路運送車両法による	車庫
	屋外消火栓設備 又は動力消防ポンプ設備		屋外消火栓		1式	消防法による	屋外
			動力消防ポンプ設備		1式	1回／年	車庫
	その他	モニタリングカー	モニタリングカー	移動式モニタリング設備	1台	1回／年	モニタリングカー
				車両	1台	道路運送車両法による	車庫

* : 建設段階においては、設備点検時に行う。

別表 2-3-5 原子力防災関連資機材

分類	名称	数量	点検頻度	保管場所
非常用通信機器	N T T一般回線	10回線	—	緊急対策室
	無線装置	1回線	2回／年	緊急対策室
計測器等	可搬式モニタリングポスト	1台	1回／年	放管計器修理室
	ホールボディカウンタ	2台	1回／年	W B C室
	ゲルマニウム波高分析装置	1台	1回／年	放管測定室
その他資機材	緊急時車両	1台	道路運送車両法による	車庫

別表 2－3－6 シビアアクシデント対策等に関する資機材

名 称	数 量	保管場所
移動式電源車 300kVA	2 台	EL42.8 A/B 山側
代替ポンプ（電動駆動式） [吐出量：270m ³ /h、全揚程：60m]	2 台	EL42.8 2 番ゲート前広場
代替ポンプ用発電機（エンジン式） 400kVA	1 台	EL42.8 2 番ゲート前広場
水槽付消防自動車 [規格放水量：120m ³ /h 以上、規格放水圧力：0.85MPa]	1 台	車庫
化学消防自動車 [規格放水量：120m ³ /h 以上、規格放水圧力：0.85MPa]	1 台	車庫
ホイルローダー	1 台	EL42.8 2 番ゲート前広場
燃料（軽油）	約 1040kℓ	EL21.0 屋外タンク貯蔵所

別表2－4－7 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料

区分	資料名	保管場所
1.組織及び体制に関する資料	(1) FBRセンターにおける防災業務関係機関の緊急時対応組織資料 ① 原子力事業者防災業務計画 ※ ② 原子炉施設保安規定 ※ ③ 事故対策規程 ④ 事故・災害対策運用要領 ⑤ 災害対策要領 ⑥ 防火・防災管理要領 ⑦ 危険物予防規程 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ① 事故・災害対策運用要領	緊急対策室
2.社会環境に関する資料	(1) FBRセンター周辺人口関連資料 ① 方位別人口分布図 ② 集落別人口分布図 ③ 市町村人口表 (2) FBRセンター周辺環境資料 ① FBRセンター周辺航空写真 ② FBRセンター周辺地図（2万5千分の1） ③ FBRセンター周辺地図（5万分の1） ④ 市町村市街図	緊急対策室
3.放射能影響推定に関する資料	(1) 気象観測データ (2) 空間線量モニタリング配置図 (3) 環境試料サンプリング位置図 (4) 環境モニタリング測定データ (5) 主要系統模式図 (6) 原子炉設置許可申請書 ※ (7) 系統図 (8) プラント配置図 ※ (9) プロセス及び放射線計測配置図 (10) プラント主要設備概要 (11) 原子炉安全保護系ロジック一覧表	緊急対策室
4.事業所外運搬に関する資料	(1) 全国道路地図 (2) 海図（日本領海部分） (3) 核燃料輸送物安全解析書	緊急対策室

※：原災法第12条第4項に基づき、原子力防災センターに備え付けるために、内閣総理大臣に提出する資料

別表2－4－8 原子力規制庁緊急時対応センターの活動で使用する資料

区分	資料名	保管場所
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ※① 高速増殖炉研究開発センター原子力事業者防災業務計画 ※② 高速増殖炉研究開発センター原子炉施設保安規定	緊急時対応センター(ERC)
2. 設備に関する資料	(1) 高速増殖炉研究開発センター設備資料 ※① 原子炉設置(変更)許可申請書 ※② プラント配置図	緊急時対応センター(ERC)

※：原災法第12条第4項に基づき、原子力防災センターに備え付けるために内閣総理大臣に提出する資料

別表 2－5－9 緊急事態応急対策等の活動で使用する設備

分類	名称	数量	点検頻度	保管場所
気象観測設備	風向風速計 (EL37m)	1式	1回／年	発電所構内
	風向風速計 (EL172m)	1式	1回／年	発電所構内

別表 2－6－10 F B Rセンターにおける原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	情報班、総務班、対外対応班、消防班、放射線管理班、運転班、補修班及び技術班のF B Rセンター現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合及び1回／3年	<ul style="list-style-type: none"> ・原災法及び関係法令の概要 ・F B Rセンター原子力防災業務計画の概要 ・F B Rセンター原子力防災体制の区分と発令、解除の基準 ・F B Rセンターの原子力防災組織の構成、各班の職務 ・緊急時運転操作等の概要
F B Rセンター及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識	対外対応班、放射線管理班、運転班、補修班及び技術班のF B Rセンター現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合及び1回／3年 施設又は設備に変更が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・F B Rセンターの放射線監視設備 ・事故時対応操作と関連設備 ・輸送容器の種類及び構造 ・緊急対策室の機能
放射線防護に関する知識	消防班、放射線管理班、運転班、補修班及び技術班のF B Rセンター現地対策本部要員のうち指名された者	入所時及び1回／3年。ただし、あらかじめ定める基準を満足する場合は省略（労働安全衛生法に定める特別教育にて実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線に関する基礎的知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響 ・放射線防護（除染を含む。）のための措置
	総務班のF B Rセンター現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合及び1回／3年	<ul style="list-style-type: none"> ・被ばくに対する応急手当の知識
放射線及び放射性物質の測定機器並びに測定方法を含む防災対策上の諸設備に関する知識	放射線管理班及び運転班のF B Rセンター現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合並びに測定方法及び機器を含む設備に変更が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・測定機器の用途、目的及び測定方法 ・測定機器の取扱い
シビアアクシデントに関する知識	情報班、放射線管理班、運転班、補修班及び技術班のF B Rセンター現地対策本部要員のうち指名された者	新たに指名された場合及び1回／3年	<ul style="list-style-type: none"> ・シビアアクシデントに関する基礎的知識

(注) 防災教育を受けた者は、必要に応じ所属する班の要員に伝達教育を行う。

別表2－6－11 敦賀本部における原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	敦賀対策本部の情報班、広報班、総務班、地域対応班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1回／3年	<ul style="list-style-type: none"> ・原災法及び関係法令の概要 ・F B Rセンター原子力事業者防災業務計画の概要 ・F B Rセンター原子力防災体制の区分と発令、解除の基準 ・敦賀対策本部の組織構成、各班の職務
放射線防護に関する知識	敦賀対策本部の情報班、広報班、総務班、地域対応班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1回／3年	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線に関する基礎知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響 ・放射線防護（除染を含む）のための措置 ・被ばくに対する応急手当の知識

別表2－6－12 本部における原子力防災教育の内容

防災教育の種類	対象者	頻度	主な内容
原子力防災体制及び組織に関する知識	機構対策本部の情報班、広報班、総務班、人事班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1回／3年	<ul style="list-style-type: none"> ・原災法、関係法令等の概要 ・原子力事業者防災業務計画の概要 ・機構対策本部の組織構成、各班の職務 ・事故・故障及び災害の事例とその対応
放射線防護に関する知識	機構対策本部の情報班、広報班、総務班、人事班、資材調達班、厚生医療班のうち指名された者	1回／3年	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線に関する基礎知識 ・放射線による被ばくとその経路 ・放射線の人体に及ぼす影響と防護

別表 2－7－13 原子力防災訓練の内容

訓練の種類	対象者	頻度	訓練内容
総合防災訓練	敦賀対策本部要員 F B Rセンター現地対策本部要員	1回／年	<p>敦賀本部と合同による総合防災訓練を行い、社内における情報連絡、技術的検討、F B Rセンター現地対策本部の支援等が円滑に行われることを確認する。</p> <p>訓練ではシビアアクシデントを想定した訓練を必須項目とし、以下の内容を適宜組み合わせて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①要員参集 事象発生により緊急時応急対策対応要員を参集し、本部の設営を行う。 ②通報訓練 事象発生から終結までの情報を収集し、関係個所に通報、連絡を行う。 ③緊急時環境モニタリング もんじゅ施設内及びもんじゅ施設周辺について、モニタリングカーによる空間放射線量率及び空気中ヨウ素濃度の測定等を行う。 ④もんじゅ施設内退避者誘導 本部からの退避誘導指示に基づき、協力会社社員、外来者及び災害対策活動に従事しない所員について、退避誘導者により指定された集合・退避場所に誘導する。 ⑤緊急時被ばく医療 管理区域内での負傷者発生を想定し、負傷者搬出、汚染除去及び応急処置等の対応を行う。 ⑥全交流電源喪失対応 全交流電源喪失を想定し、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う。 ⑦アクシデントマネジメント対応 シビアアクシデントを想定し、アクシデントマネジメントに係る対応を行う。

別表3－1－14 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (1/2)

通報すべき事象	備 考
<p>1. 敷地境界の放射線量上昇(政令第4条第4項第1号)</p> <p>(1)法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上の測定値が$5\mu\text{Sv}/\text{h}$以上のとき。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかつたものとみなす。</p> <p>一 当該数値が1地点のみにおいて検出され、かつ、検出時間が10分間未満の場合。</p> <p>二 当該数値が落雷の時に検出された場合。</p> <p>(2)法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて$5\mu\text{Sv}/\text{h}$を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が$1\mu\text{Sv}/\text{h}$以上であるときは、省令※1第4条で定めるところにより中性子線測定用可搬式測定器により測定された放射線量と当該放射線測定設備における放射線量を合算した値が$5\mu\text{Sv}/\text{h}$以上のとき。</p>	<p>○原災法第11条第1項の放射線測定設備(モニタリングポスト1, 2, 3, 4)</p> <p>○中性子線測定用可搬式測定器による測定は中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間測定を行う。</p>
<p>2. 放射性物質の通常経路放出(政令第4条第4項第2号)</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$5\mu\text{Sv}/\text{h}$以上に相当するものとして省令※1第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)。</p>	<p>○計測設備 ・排気筒ガスマニタ</p> <p>○計測設備 ・排水モニタ</p>
<p>3. 火災、爆発等による放射性物質放出(政令第4条第4項第3号)</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として省令※1第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が省令※1第6条第2項、第3項及び第4項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ $50\mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量(10分間以上継続して検出する。)。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が$5\mu\text{Sv}/\text{h}$の放射線量に相当するものとして省令※1第6条第2項で定める基準以上の放射性物質の検出。</p> <p>ハ 上記の測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>○計測器等 ・ガンマ線測定用サーバイメータ</p> <p>○計測器等 ・可搬式ダスト測定関連機器 ・可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器</p>
<p>4. 事業所外運搬の放射線量上昇(政令第4条第4項第4号)</p> <p>(1)火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において$100\mu\text{Sv}/\text{h}$以上の放射線量が省令※2第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。</p> <p>(2)事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象により省令※2第3条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。</p>	<p>○計測器等 ・ガンマ線測定用サーバイメータ</p> <p>○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。</p> <p>○計測器等 ・表面汚染密度サーバイメータ</p>

別表3－1－14 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (2/2)

通報すべき事象	備 考
<p>5. プラントの事象(政令第4条第4項第5号)</p> <p>原子力緊急事態に至る可能性のある事象として省令※1第7条で定めるもの。</p> <p>(1)原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入失敗により原子炉を停止することができないとき。</p> <p>(2)1次冷却系において1次系ナトリウムの汲み上げ流量を超えるナトリウム漏えいが発生したとき。</p> <p>(3)原子炉運転中に主冷却系による原子炉からの除熱機能が喪失した場合において、残留熱を除去する機能が喪失したとき。</p> <p>(4)原子炉運転中にすべての交流電源からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき。</p> <p>(5)原子炉運転中に非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1系統となる状態が5分以上継続したとき。</p> <p>(6)原子炉の停止中に原子炉容器内に照射済み燃料集合体がある場合において、当該原子炉を冷却するすべての機能が喪失したとき。</p> <p>(7)照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下したとき。</p> <p>(8)中央制御室が使用できなくなることにより、中央制御室からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき。</p> <p>(9)原子炉以外において臨界管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。</p>	<p>○「制御棒の挿入失敗」とは次のいずれの制御棒動作によつても制御棒が挿入されないことをいう。</p> <p>①自動トリップ ②手動トリップ ③トリップ遮断器手動開放による原子炉トリップ</p> <p>○漏えい率が50t/hを上回るナトリウム漏えいが発生する場合をいう。</p> <p>○照射済み燃料集合体の貯蔵槽とは、炉外燃料貯蔵槽又は燃料池をいう。</p>
<p>6. 原子力緊急事態に関する事象(政令第4条第4項第6号)</p> <p>原子力緊急事態に関する事象のうち、政令第6条第4項第3号又は第4号に掲げる事象。</p>	○別表3-3-19 参照

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）

省令※1：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）

省令※2：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号）

別表 3－1－15 FBRセンターが輸送物の安全に責任を有するもの

使用済燃料

照射試験片等 (L型及びIP-1型は除く。)

なお、照射試験片等の輸送については、当機構が原子力損害の賠償に関する法律に基づく被保険者の場合に限る。

別表3－2－16 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準

項目	内容
安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なくすべての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量で 100mSv に相当する予測線量となる場合。
服用対象者	40歳未満を対象とする。ただし、かなりの被ばくが予測されるおそれがある場合は、40歳以上についても、安定ヨウ素剤服用について考慮する。なお、次の者には安定ヨウ素剤を服用させないように考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・造影剤過敏症の既往歴のある者 ・低補体性血管炎の既往歴のある者又は治療中の者 ・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者
服用量	医療品ヨウ化カリウムの丸薬2丸（ヨウ素量76mg、ヨウ化カリウム量100mg）を用いる。

別表3-2-17 原子力防災体制発令後における要員の派遣、資機材の貸与

(発災：F B Rセンター)

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター（E R C）	東京事務所	2名	携帯電話	各 1台	・事後対策情報の提供 ・決定事項の伝達
緊急時モニタリングセンター	「F B Rセンター」「ふげん」 敦賀本部	1名 2名 1名	シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 個人線量計 モニタリングカー（ふげん）	2台 2台 4台 1台	・初期モニタリング ・第一段階モニタリング ・第二段階モニタリング
若狭地域原子力事業者支援連携本部 （日本原子力発電㈱敦賀地区本部）	「ふげん」 敦賀本部	1名 2名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 資機材・要員用輸送車両	各 1台 1冊 1冊 1台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整
プレス対応	敦賀本部	2名	携帯電話	各 1台	・緊急時記者発表
原子力防災センター	「F B Rセンター」 敦賀本部	1名 4名	携帯電話 F B Rセンター周辺地図 事故対策規程 系統図及びプラント配置図 プラント主要設備概要 プロセス及び放射線計測配置図 原子炉安全保護系ロジック一覧表	各 1台 1式 1式 1式 1式 1式 1式	・原子力防災センターにおける設営準備 ・連絡会議への参加
福井県、敦賀市、美浜町、関係周辺都道府県、予防的防護措置を準備する区域の災害対策本部	「F B Rセンター」 敦賀本部	4名 6名	携帯電話	各 1台	・事故情報の提供 ・決定事項の伝達 ・技術的事項の支援
事業所外運搬に係る特定事象発生場所	「F B Rセンター」「発災元副原子力防災管理者」 敦賀本部	5名 1名 3名	道路地図 安全解析書 携帯電話 シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ(汚染検査用) 除染キット 機材・要員用運送車両 個人線量計	1式 1式 1台 2台 2台 2台 1式 1台 4台	・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去

ふげんとは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

敦賀本部：「F B Rセンター」及び「ふげん」を除く敦賀本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表3－2－18 原子力防災組織業務の一部を委託するもの

法人の名称	高速炉技術サービス株式会社
主たる事務所の所在地	福井県敦賀市中央町2丁目2番2号
業務の範囲及び 実施方法	<ul style="list-style-type: none">・緊急時対策活動の現場で機器損傷等の想定外事象が発生した場合における損傷機器等の復旧作業・上記の業務に付帯する業務

法人の名称	株式会社ナスカ
主たる事務所の所在地	茨城県那珂郡東海村大字村松3115-6
業務の範囲及び 実施方法	<ul style="list-style-type: none">・瓦礫等の障害物の除去・上記の業務に付帯する業務

別表3-3-19 原災法第15条第1項に関する報告基準 (1/2)

報告すべき事象	備 考
<p>1. 敷地境界の放射線量上昇(政令第6条第1項第1号)</p> <p>(1)法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上の測定値が$500\mu\text{Sv}/\text{h}$以上のとき。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかつたものとみなす。</p> <p>一 当該数値が1地点のみにおいて検出され、かつ、検出時間が10分間未満の場合。</p> <p>二 当該数値が落雷の時に検出された場合。</p> <p>(2)法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上についての数値が$5\mu\text{Sv}/\text{h}$以上であるときは、省令※1第4条で定めるところにより中性子線測定用可搬式測定器により測定された放射線量と当該放射線測定設備における放射線量を合算した値が$500\mu\text{Sv}/\text{h}$以上のとき。</p>	<p>○原災法第11条第1項の放射線測定設備(モニタリングポスト1, 2, 3, 4)</p> <p>○中性子線測定用可搬式測定器による測定は中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間測定を行う。</p>
<p>2. 放射性物質の通常経路放出(政令第6条第4項第1号)</p> <p>原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が$500\mu\text{Sv}/\text{h}$以上に相当するものとして省令第19条で定める基準(省令※1第5条第1項の表の中欄にて100倍で得られた値)以上の放射性物質が同条同項で定めるところにより検出されたとき。</p> <p>イ 空気中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)。</p> <p>ロ 水中の放射性物質濃度の測定(10分間以上継続して検出する。)。</p>	<p>○計測設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒ガスモニタ <p>○計測設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水モニタ
<p>3. 火災、爆発等による放射性物質放出(政令第6条第3項第2号及び政令第6条第4項第2号)</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域(被ばく放射線量の管理を行うべき区域として省令※1第6条第1項で定める区域をいう。)外の場所(政令第4条第4項第2号で規定する場所を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が検出されたとき。</p> <p>イ $5\text{mSv}/\text{h}$以上の放射線量(10分間以上継続して検出する。)。</p> <p>ロ 当該場所におけるその放射能水準が$500\mu\text{Sv}/\text{h}$の放射線量に相当するものとして省令第20条で定める基準(省令※1第6条第2項で定める基準の100倍)以上の放射性物質の検出。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ上記の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項にかかわらず放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。</p>	<p>○計測器等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガンマ線測定用サーベイメータ <p>○計測器等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬式ダスト測定関連機器 ・可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器
<p>4. 事業所外運搬の放射線量上昇(政令第6条第3項第3号)</p> <p>(1)火災、爆発その他これに属する事象の発生の際に事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において$10\text{mSv}/\text{h}$以上の放射線量が省令※2第2条で定めるところにより検出されたとき。なお、測定が困難である場合にあって、その状況にかんがみ当該水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量が検出されたものとみなす。</p> <p>(2)事業所外運搬の場合にあっては、火災、爆発その他これらに類する事象により省令※2第4条に定める放射性物質の漏えいが発生するか、又は当該漏えいの蓋然性が高いとき。</p>	<p>○計測器等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガンマ線測定用サーベイメータ <p>○事業所外運搬容器においてL型及びIP-1型は適用除外とする。</p> <p>○「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」のA₂値等の放出があった場合。</p> <p>○計測器等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表面汚染密度サーベイメータ

別表 3－3－19 原災法第 15 条第 1 項に関する報告基準 (2/2)

報告すべき事象	備 考
<p>5. 原子炉外での臨界(政令第 6 条第 4 項第 3 号) 原子炉以外において核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。</p>	
<p>6. プラントの事象(政令第 6 条第 4 項第 4 号) 原子力緊急事態の発生を示す事象として省令※1 第 14 条で定めるもの。</p> <p>(1)原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失したとき。</p> <p>(2)原子炉運転中に 1 次冷却系のナトリウム漏えいが発生した場合において、原子炉格納容器内の圧力が当該格納容器の設計上の最高使用圧力に達したとき。</p> <p>(3)原子炉運転中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失したとき。</p> <p>(4)原子炉運転中にすべての非常用直流電源が喪失し、かつ、その状態が 5 分以上継続したとき。</p> <p>(5)原子炉容器内の炉心の溶融を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知したとき。</p> <p>(6)原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知したとき。</p> <p>(7)中央制御室及び中央制御室外からの原子炉を停止する機能又は原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき。</p>	<p>○「原子炉を停止するすべての機能が喪失」とは、制御棒の挿入失敗のほか制御棒駆動装置によっても制御棒が挿入されないことをいう。</p> <p>○格納容器の設計上の最高使用圧力は、49kPa(gage)である。</p>

本別表における法、政令及び省令は次のとおり。

法：原災法

政令：原子力災害対策特別措置法施行令（平成 12 年政令第 195 号）

省令※1：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する省令（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 2 号）

省令※2：原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成 24 年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第 2 号）

別表 3-3-20 緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与
(原災法第15条第2項の原子力緊急事態宣言発出以降)

(発災 : F B R センター)

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター（E RC）	東京事務所	2名	携帯電話	各1台	<ul style="list-style-type: none"> ・事後対策情報の提供 ・決定事項の伝達
原子力防災センター	「F B R センター」「ふげん」 敦賀本部	4名 3名 4名	携帯電話 F B R センター周辺地図 事故対策規程 系統図及びプラント配置図 プラント主要設備概要 プロセス及び放射線計測配置図 原子炉安全保護系ロジック一覧表 人員輸送車両	各1台 1式 1式 1式 1式 1式 1式 2台	<ul style="list-style-type: none"> ・総合調整の協力 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・放射線影響評価、予測の協力 ・事故状況把握、進展予測の協力 ・原子力防災センターにおける管理の協力 ・地域住民等の避難措置への協力
合同対策協議会	敦賀本部	1名	携帯電話	各1台	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との調整 ・情報の共有化
事業者支援連携（原子力防災センター内）	「ふげん」 敦賀本部	1名 3名	要員・機材輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係自治体地域防災計画	1台 各1名 1式 1式	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部への情報連絡
緊急時モニタリングセンター	「F B R センター」「ふげん」 敦賀本部	1名 2名 1名	シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 個人線量計 モニタリングカー（ふげん）	2台 2台 4台 1台	<ul style="list-style-type: none"> ・初期モニタリング ・第一段階モニタリング ・第二段階モニタリング
若狭地域原子力事業者支援連携本部 〔日本原子力発電株敦賀地区本部〕	「ふげん」 敦賀本部	1名 2名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 機材・要員用輸送車両	各1台 1冊 1冊 1台	<ul style="list-style-type: none"> ・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整
福井県、敦賀市、美浜町、関係周辺都道府県、予防的防護措置を準備する区域の災害対策本部	「F B R センター」 敦賀本部	4名 6名	携帯電話	各1台	<ul style="list-style-type: none"> ・事故情報提供 ・決定事項等の伝達 ・技術的事項の支援
事業所外運搬に係る特定事象発生場所	「F B R センター」「発災元副原子力防災管理者」 敦賀本部	5名 1名 3名	道路地図 安全解析書 携帯電話 シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ（汚染検査用） 除染キット 機材・要員用輸送車両 個人線量計	1式 1式 各1台 2台 2台 2台 1式 1台 4台	<ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリング ・汚染検査 ・汚染除去

ふげんとは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

敦賀本部：「F B R センター」及び「ふげん」を除く敦賀本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表4－2－21 原子力災害事後対策における要員の派遣、資機材の貸与
(原災法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言後)

(発災：F B Rセンター)

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
原子力規制庁緊急時対応センター（E R C）	東京事務所	2名	携帯電話	各1台	・事後対策情報の提供 ・決定事項の伝達
緊急時モニタリングセンター	「F B Rセンター」「ふげん」 敦賀本部	1名 2名 1名	シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ 個人線量計 モニタリングカー（ふげん）	2台 2台 4台 1台	・事後モニタリング
原子力防災センター 事後対策組織等 (汚染検査、汚染除去に関する事項)	「F B Rセンター」「ふげん」 敦賀本部	3名 4名 1名	要員・機材輸送車 GM式サーベイメータ（汚染検査用） スミヤろ紙 ウエス	1台 4台 1式 1式	・事後環境放射線モニタリング ・住民、各施設等の汚染検査及び汚染除去
原子力防災センター 事後対策組織等 (広報活動に関する事項)	「F B Rセンター」 敦賀本部	1名 3名	原子力事業者防災業務計画 汚染状況概要図 要員・機材輸送車	1冊 1式 1台	・事後対策組織の設営準備 ・F B Rセンター現地対策本部と事後対策組織との情報交換 ・対策の実施状況の広報資料の作成 ・記者発表の実施
原子力防災センター 事後対策組織等 (住民相談窓口の設置に関する事項)	「F B Rセンター」「ふげん」 敦賀本部	1名 1名 2名	原子力事業者防災業務計画	1冊	・事故情報等に関する問い合わせ対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ対応 ・事故対策本部への協力 ・被災者の損害賠償請求等に関する問い合わせ対応
若狭地域原子力事業者支援連携本部 〔日本原子力発電㈱敦賀地区本部〕	「ふげん」 敦賀本部	1名 2名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 資機材・要員用輸送車両	各1台 1冊 1冊 1台	・機構内への情報提供 ・事業者間要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整

ふげんとは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

敦賀本部：「F B Rセンター」及び「ふげん」を除く敦賀本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表5－1－22 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与（1/2）
 (関西電力（株）又は日本原子力発電（株）が発災事業者の場合)

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	「F B Rセンター」「ふげん」 敦賀本部	6名 2名 9名	モニタリングカー 高機能モニタリングカー N a Iシンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ロー・ボリューム） 熱蛍光線量計（T L D） T L Dリーダ T L Dアニール装置 ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型N a Iポータブルスペクトルメータ 個人線量計 携帯電話	2台 1台 4台 9台 8台 3台 5台 4台 50個 1台 1台 1台 1台 1台 1台 40個 1台	・初期モニタリング ・第一段階モニタリング ・第二段階モニタリング ・事後モニタリング
事業者支援連携（原子力防災センター内）	「F B Rセンター」「ふげん」 敦賀本部	1名 1名 2名	要員・機材用輸送車 携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画	1台 各1台 1式 1式	・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部への情報連絡
若狭地域原子力事業者支援連携本部（※1）	「F B Rセンター」「ふげん」 敦賀本部	1名 1名 2名	携帯電話 原子力事業者防災業務計画 関係地域防災計画 資機材・要員用輸送車	各1台 1冊 1冊 1台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整に関する業務 ・オフサイト活動の人員、配置の調整
F B Rセンター 緊急処置施設	「F B Rセンター」	2名	緊急処置施設内設備及び資機材	一式	・自治体医療本部等からの受入れ要請に対応した緊急時医療協力

ふげんとは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

敦賀本部：「F B Rセンター」及び「ふげん」を除く敦賀本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

※1：関西電力㈱美浜発電所が発災事業所の場合：関西電力㈱原子力事業本部

関西電力㈱大飯発電所又は高浜発電所が発災事業所の場合：関西電力㈱原子力保修訓練センター

日本原子力発電㈱が発災事業者の場合：原子力機構櫛川寮別館

※2：資機材の貸与は陸路を基本とし、確実に支援が行える輸送経路をもって輸送を行う。

別表5－1－22 福井県内原子力事業所の緊急事態応急対策における要員の派遣、資機材の貸与 (2/2)
 (「ふげん」が発災場所の場合)

<原子力防災体制発令後>

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	「F B Rセンター」 敦賀本部	3名 1名	モニタリングカー 高機能モニタリングカー Na Iシンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー(ハイボリューム) エアサンプラー(ローボリューム) TLDリーダ TLDアニール装置 ゲルマニウム(Ge)検出器 In situ Ge検出器 可搬型Na Iポータブルスペクトルメータ 個人線量計 携帯電話	1台 1台 2台 2台 5台 2台 2台 2台 4台 1台 1台 2台 1台 1台 1台 4台 1台	・初期モニタリング ・第一段階モニタリング ・第二段階モニタリング
若狭地域原子力事業者支援連携本部 〔日本原子力発電株敦賀地区本部〕	「F B Rセンター」 敦賀本部	1名 2名	携帯電話	各1台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整

<原災法15条第2項の原子力緊急事態宣言発出以降>

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
原子力防災センター	「F B Rセンター」「ふげん」 敦賀本部	4名 3名 4名	携帯電話	各1台	・総合調整の協力 ・住民への広報支援の協力 ・プレス対応 ・放射線影響評価、予測の協力 ・事故状況把握、進展予測の協力 ・原子力防災センターにおける管理の協力
事業者支援連携(原子力防災センター内)	「F B Rセンター」 敦賀本部	1名 3名	携帯電話	各1名	・原子力災害合同対策協議会から要請されるオフサイト活動の事業者間連携 ・若狭地域原子力事業者支援連携本部への情報連絡
緊急時モニタリングセンター	「F B Rセンター」 敦賀本部	3名 1名	モニタリングカー 高機能モニタリングカー Na Iシンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー(ハイボリューム) エアサンプラー(ローボリューム) TLDリーダ TLDアニール装置 ゲルマニウム(Ge)検出器 In situ Ge検出器 可搬型Na Iポータブルスペクトルメータ 個人線量計 携帯電話	1台 1台 2台 2台 5台 2台 2台 4台 1台 1台 2台 1台 1台 1台 4台 1台	・初期モニタリング ・第一段階モニタリング ・第二段階モニタリング
若狭地域原子力事業者支援連携本部 〔日本原子力発電株敦賀地区本部〕	「F B Rセンター」 敦賀本部	1名 2名	携帯電話	各1台	・機構内への情報提供 ・事業者間の要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整
F B Rセンター緊急処置施設	「F B Rセンター」	2名	緊急処置施設内設備及び資機材	一式	・自治体医療本部等からの受け入れ要請に対応した緊急時医療協力

ふげんとは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

敦賀本部：「F B Rセンター」及び「ふげん」を除く敦賀本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

＜原災法 15 条第 4 項の原子力緊急事態解除宣言後＞

派遣先	派遣元組織	基準要員数	貸与する資機材	基準数量	実施する主な業務
緊急時モニタリングセンター	「F B Rセンター」 敦賀本部	3名 1名	モニタリングカー 高機能モニタリングカー Na Iシンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ 可搬型モニタリングポスト エアサンプラー（ハイボリューム） エアサンプラー（ロー・ボリューム） TLDリーダ TLDアニール装置 ゲルマニウム（Ge）検出器 In situ Ge検出器 可搬型Na Iポータブルスペクトルメータ 個人線量計 携帯電話	1台 1台 2台 2台 5台 2台 2台 2台 4台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 4台 1台	・事後モニタリング
事後対策組織等 (汚染検査、汚染除去に関する事項)	「F B Rセンター」 「ふげん」 敦賀本部	6名 1名 1名	_____	—	・事後環境放射線モニタリング ・住民、各施設等の汚染検査及び汚染除去
事後対策組織等 (住民相談窓口の設置に関する事項)	「F B Rセンター」 「ふげん」 敦賀本部	1名 1名 2名	_____	—	・事故情報等に関する問い合わせ対応 ・汚染状況等に関する問い合わせ対応
若狭地域原子力事業者支援連携本部 〔日本原子力発電株敦賀地区本部〕	「F B Rセンター」 敦賀本部	1名 2名	携帯電話	各1台	・機構内への情報提供 ・事業者間要員派遣調整 ・オフサイト活動の人員、配置の調整

ふげんとは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

敦賀本部：「F B Rセンター」及び「ふげん」を除く敦賀本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別表5－2－23 福井県外の原子力事業所又は他の原子力事業者が輸送物の安全に責任を有する事業所外運搬中に発生した原子力緊急事態における要員の派遣、資機材の貸与

(原子力災害対策要員の派遣、資機材の貸与)

派遣先	派遣組織	基準要員数	原子力防災資機材及び資料等の貸与	基準数量	実施する主な業務
要請を受けた事業所	「F B Rセンター」「ふげん」 敦賀本部	4名 2名 5名	モニタリングカー シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ(汚染検査用) 可搬式モニタリングポスト 可搬式ダストサンプラ	2台 4台 9台 8台 3台 5台	・環境放射線モニタリング ・周辺区域の汚染検査及び汚染除去
事業所外運搬に係る特定事象発生場所 (F B Rセンター付近で発災した場合)	「F B Rセンター」「ふげん」 敦賀本部	2名 2名 3名	携帯電話 シンチレーション式サーベイメータ 電離箱式サーベイメータ GM式サーベイメータ(汚染検査用) 除染キット 機材・要員用運送車両 個人線量計	各1台 2台 2台 2台 1式 1台 7台	・環境放射線モニタリング ・周辺区域の汚染検査及び汚染除去

ふげんとは原子炉廃止措置研究開発センターの略称

敦賀本部：「F B Rセンター」及び「ふげん」を除く敦賀本部内組織及び本部その他事業所から敦賀対策本部が調整し派遣。

別図2-1-1 FBRセンター原子力防災組織（FBRセンター現地対策本部の組織）

			原子力第一防災体制	原子力第二防災体制		
班	班長	班員	主な任務	主な任務	班員数	
情報班	危機 管理 室長	・各室課員	1. 機構災害対策本部との情報の発受信 2. 現地災害対策本部における情報の集約及び周知 3. 関係機関との間の受発信情報の整理・集約及び確認	1. 機構災害対策本部との情報の発受信 2. 現地災害対策本部における情報の集約及び周知 3. 関係機関との間の受発信情報の整理・集約及び確認 4. 原子力防災センターにおける活動の支援	8	
総務班 (車両班 警備班 記録班 資材班 避難誘導班 救助救急班)	危機 管理 室長 代理	・各室課員	1. 現地災害対策本部の設置 2. もんじゅ施設内への周知徹底 3. もんじゅ施設出入管理及び入所者の把握 4. もんじゅ施設内の警備 5. 非要員の退避・誘導 6. 負傷発生状況及び退避状況の把握 7. 緊急医療措置の実施 8. 負傷者の地域医療機関への移送 9. 各班対応状況の記録 10. 資材の調達及び運搬 11. 食糧・被服・宿泊関係の手配 12. 要員の動員・輸送手配 13. 他の班に属さない事項	1. 現地災害対策本部の設置 2. もんじゅ施設内への周知徹底 3. もんじゅ施設出入管理及び入所者の把握 4. もんじゅ施設内の警備 5. 非要員の退避・誘導 6. 負傷発生状況及び退避状況の把握 7. 緊急医療措置の実施 8. 負傷者の地域医療機関への移送 9. 各班対応状況の記録 10. 資材の調達及び運搬 11. 食糧・被服・宿泊関係の手配 12. 要員の動員・輸送手配 13. 他の班に属さない事項	17	
本部長 原子力防災 管理者 (統括管理)	対外対応班 (通報連絡班 涉外班 報告書作成班 Q & A班 プレス対応班)	運営 管理 室長	・各室課員	1. 関係機関及び機構災害対策本部への通報連絡 2. 報道及び情報公開対応 3. 自治体及び監督官庁への状況説明及び立入調整、現場視察等の対応 4. 原子炉等規制法、放射線障害防止法及び電気事業法に定める報告書の作成 5. 前項以外の法令と協定に定める報告書の作成 6. 質疑応答用資料の作成	1. 関係機関及び機構災害対策本部への通報連絡 2. 報道及び情報公開対応 3. 自治体及び監督官庁への状況説明及び立入調整、現場視察等の対応 4. 原子炉等規制法、放射線障害防止法及び電気事業法に定める報告書の作成 5. 前項以外の法令と協定に定める報告書の作成 6. 質疑応答用資料の作成 7. 原子力防災センターにおける活動の支援	26
本部長スタッフ ・副本部長（統括管理補佐） (所長代理、副所長 及び各部室長) ・センター付及び部付 ・その他原子力防災管理者が指名した者	消防班	消防 隊長	・各室課員	1. 火災発生時の初期消火活動（ナトリウム火災含む。） 2. 消防署の消防活動への協力	1. 火災発生時の初期消火活動（ナトリウム火災含む。） 2. 消防署の消防活動への協力	20
	放射線管理班 (FBRセンター内) (FBRセンター外)	安全管理 課長 環境監 視課長	・安全管理 課員 ・環境監視 課員	1. 事故発生区域及び関連する区域の線量当量率、表面密度及び空気中放射性物質濃度の測定 2. 施設外へ放出している排気中・排水中放射性物質濃度等の測定 3. もんじゅ施設内やもんじゅ施設周辺の空気線量率、気象条件等の環境モニタリングの実施 4. 管理区域入域者の把握 5. 放射性物質等の汚染分布等の状況及び影響範囲の把握 6. 施設から外部放出された、又は放出される放射能量の把握 7. 周辺監視区域外の一般公衆の線量当量の推定	1. 事故発生区域及び関連する区域の線量当量率、表面密度及び空気中放射性物質濃度の測定 2. 施設外へ放出している排気中・排水中放射性物質濃度等の測定 3. もんじゅ施設内やもんじゅ施設周辺の空気線量率、気象条件等の環境モニタリングの実施 4. 管理区域入域者の把握 5. 放射性物質等の汚染分布等の状況及び影響範囲の把握 6. 施設から外部放出された、又は放出される放射能量の把握 7. 周辺監視区域外の一般公衆の線量当量の推定 8. 原子力防災センターにおける活動の支援	20
	運転班	発電 課長	・発電課員	1. 事故の発生場所、被害の程度・範囲の把握 2. 施設や設備の運転状況の把握 3. 事故の原因と思われる事象、事故の推移、取りつつある措置の把握 4. 負傷や被ばく等の状況の把握 5. 漏えい箇所の封じ込めや運転制限等の拡大防止措置 6. 運転パラメータによる施設や設備の健全性等の把握 7. 事故の原因調査や現場復旧に当たっての2次の被害防止措置の実施	1. 事故の発生場所、被害の程度・範囲の把握 2. 施設や設備の運転状況の把握 3. 事故の原因と思われる事象、事故の推移、取りつつある措置の把握 4. 負傷や被ばく等の状況の把握 5. 漏えい箇所の封じ込めや運転制限等の拡大防止措置 6. 運転パラメータによる施設や設備の健全性等の把握 7. 事故の原因調査や現場復旧に当たっての2次の被害防止措置の実施	30
	補修班	プラン ト保全 部長	・プラント保全部 各課員	1. 事故現場状況の把握 2. 閉じ込め機能喪失や原子炉燃料破損等の施設の故障が発生した場合、運転班と協力し、故障の程度及び拡大性の分析の実施	1. 事故現場状況の把握 2. 閉じ込め機能喪失や原子炉燃料破損等の施設の故障が発生した場合、運転班と協力し、故障の程度及び拡大性の分析の実施	15
	技術班	技術 課長	・各室課員	1. 事故現場状況の把握、評価 2. 事故拡大防止対策の検討	1. 事故現場状況の把握、評価 2. 事故拡大防止対策の検討 3. 原子力防災センターにおける活動の支援	6

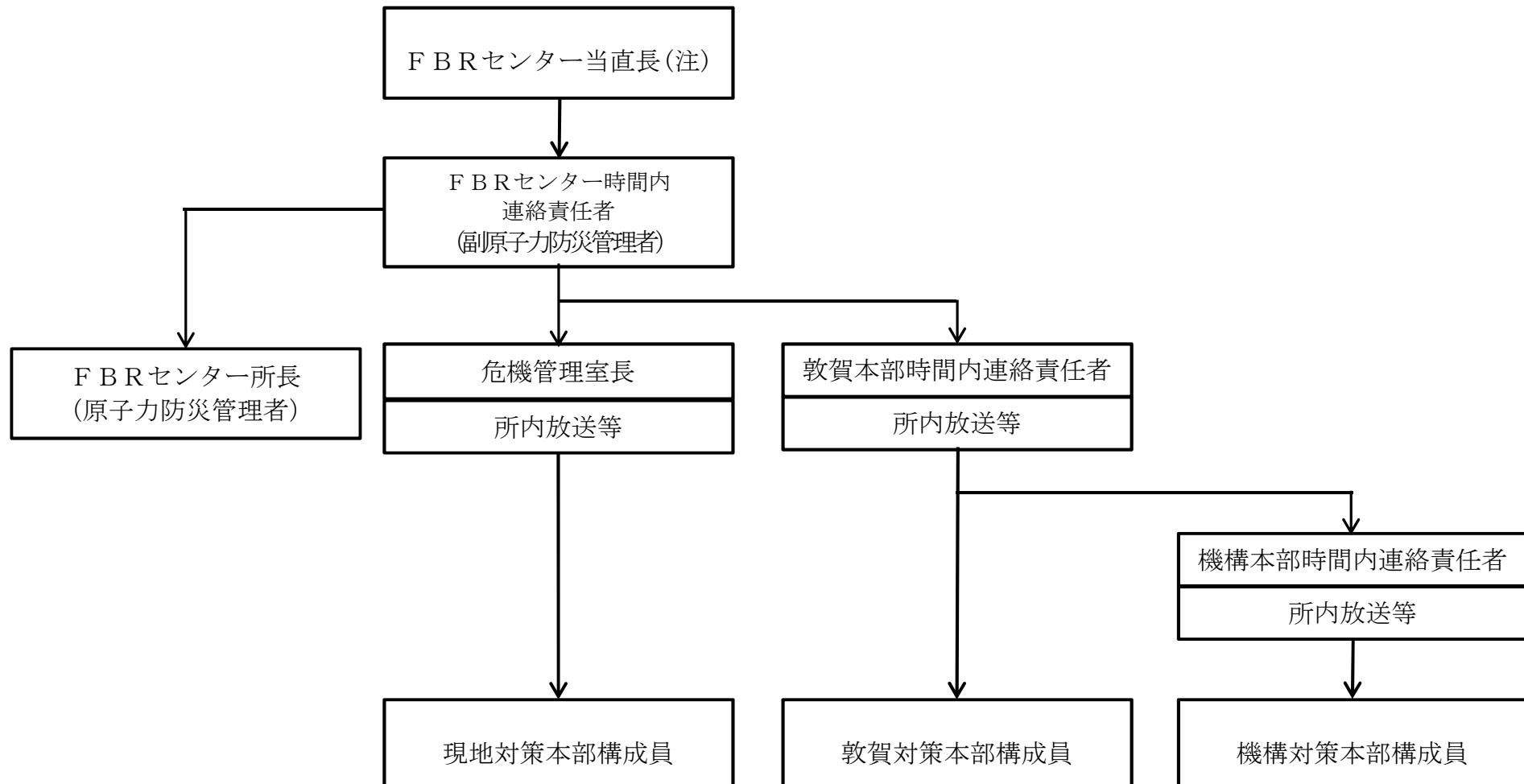
別図 2－2－2 敦賀対策本部の組織

原子力第一防災体制及び原子力第二防災体制	
構成	主な任務
敦賀対策本部長	本部長代理 ・本部長に支障がある場合の職務の代理 ・本部長の補佐、支援対応への進言
	本部長スタッフ ・本部長に支障がある場合の職務の代理 ・本部長の補佐、支援対応への進言 ・本部長代理欠勤時の代役
	情報専任者 ・敦賀対策本部の支援情報全般の集約
	情報班 ・情報の集約及び連絡 ・敦賀対策本部に関する時系列の整理
	広報班 ・報道支援、報道への災害情報提供 ・Q & A対応
	総務班 ・災害情報の敦賀本部内周知 ・支援要員対応 ・視察者等の調整支援 ・食料や被服の調達 ・地元住民に関する事項 ・原子力防災センターへの要員派遣整理 ・事業者支援連携本部への要員派遣調整
	地域対応班 ・災害情報の地域説明支援 ・Q & A対応
	資材調達班 ・現地対策本部の現場復旧に必要な資機材の調達
	厚生医療班 ・現地対策本部の緊急医療支援

別図 2－2－3 機構対策本部の組織

原子力第一防災体制及び原子力第二防災体制	
構成	主な任務
機構対策本部長	本部長代理
	・本部長に支障がある場合の職務の代理
	本部長補佐
	・本部長の補佐 ・本部長代理に支障がある場合の職務の代理
	本部付
	・各担当業務機能の統括
	本部長スタッフ
	・本部長の補佐、支援対応への進言
	情報専任者
	・機構対策本部の情報全般の集約
	情報班
	・情報の集約及び連絡 ・時系列の整理
	広報班
	・報道対応支援 ・外部への情報提供 ・Q & A対応
	総務班
	・情報の機構対策本部内周知 ・支援要員派遣と支援用資機材提供の対応 ・食料や被服の調達
	人事班
	・支援要員の調整
	資材調達班
	・現場復旧等に必要な資機材の調達
	厚生医療班
	・緊急医療支援 ・宿泊等の手配
	東京支援班
	・東京地区政府間機関への説明、情報提供 ・東京事務所内への情報の周知 ・災害情報の報道支援

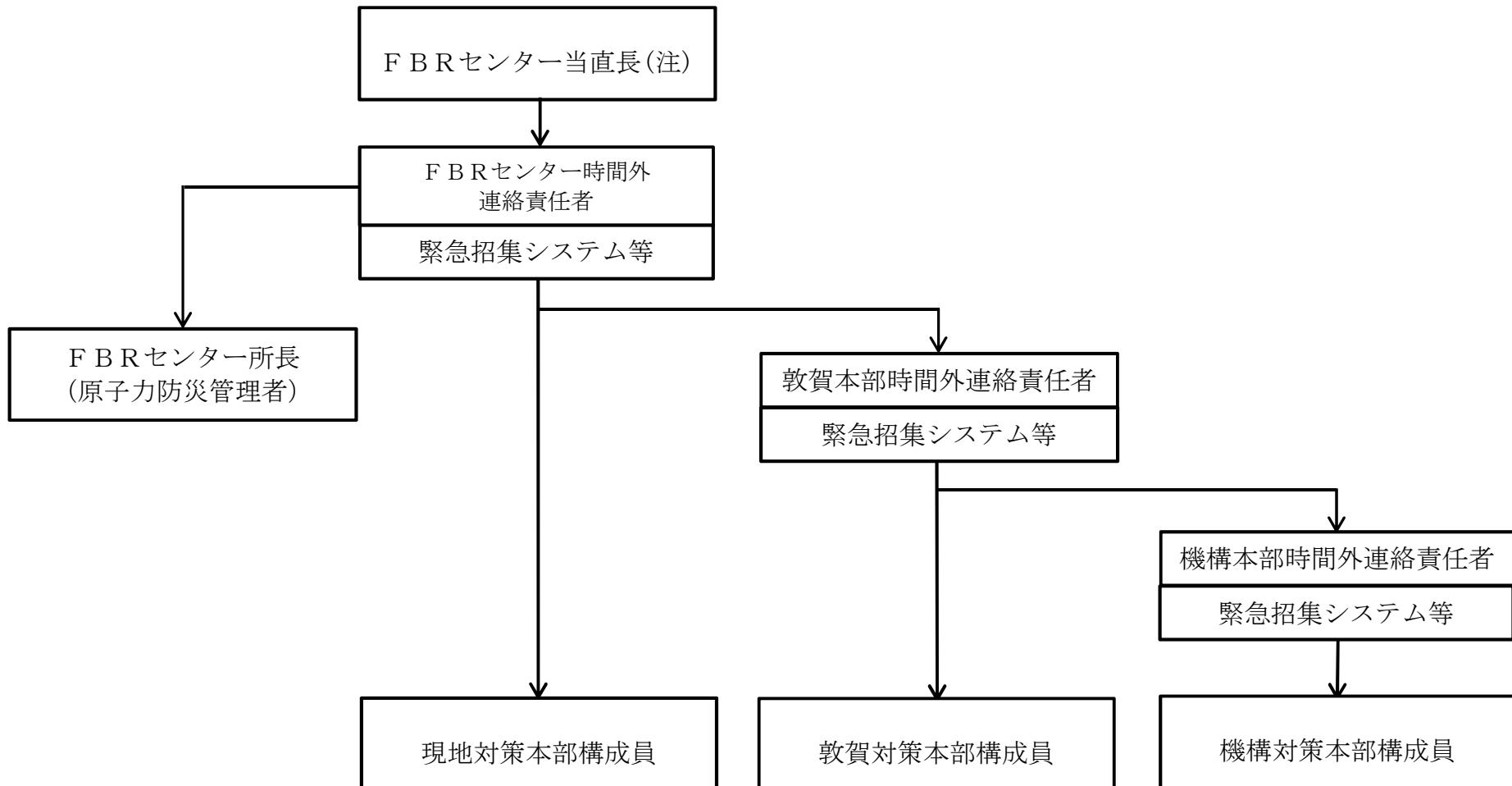
別図 2－2－4 各対策本部の非常招集連絡経路（1／2）（通常勤務時間内）



(注) 事業所外運搬の場合は、以下のとおり読み替える。

- ・「当直長」→当該輸送業務を所管する課長

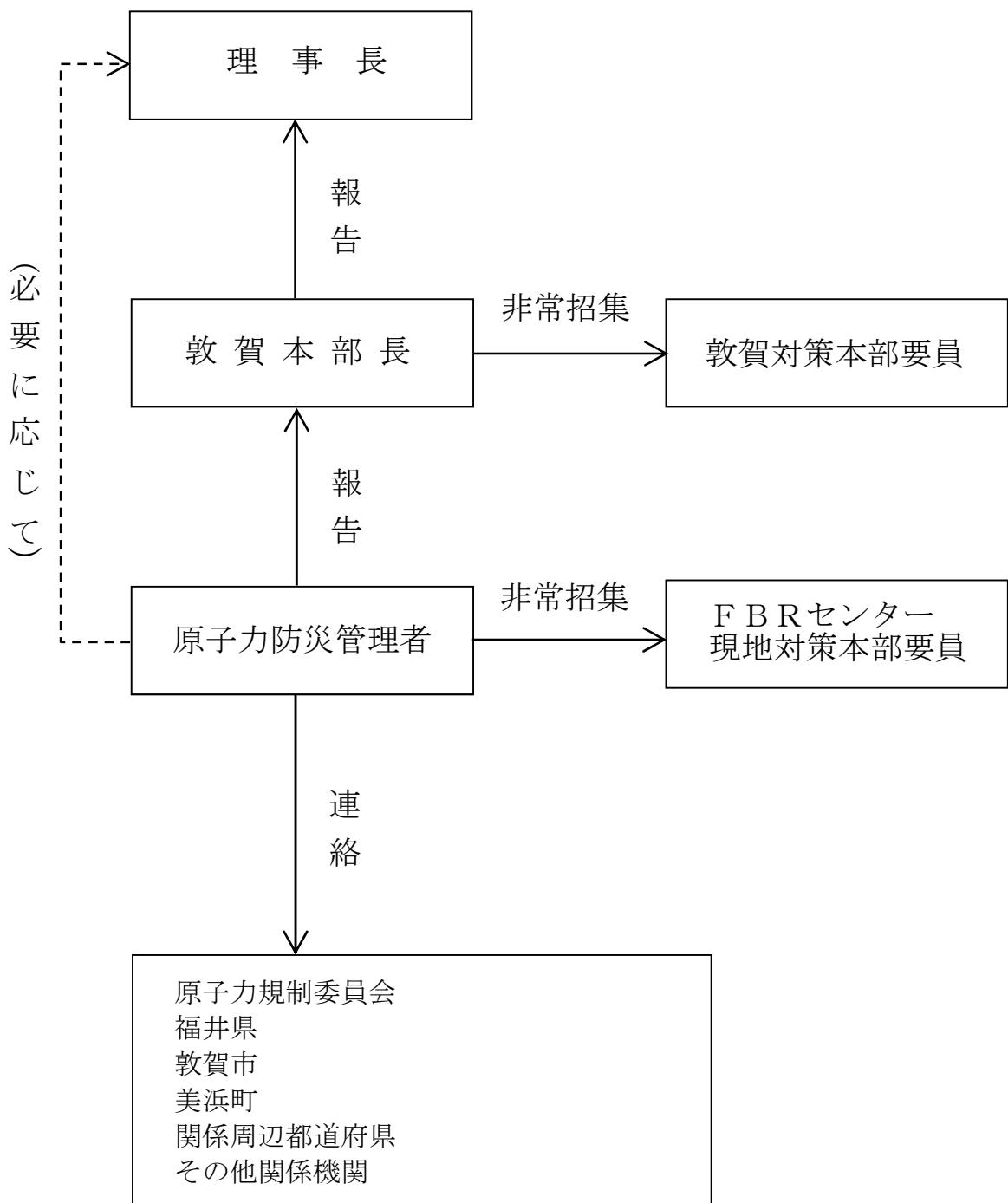
別図 2－2－4 各対策本部の非常招集連絡経路（2／2）（通常勤務時間外）



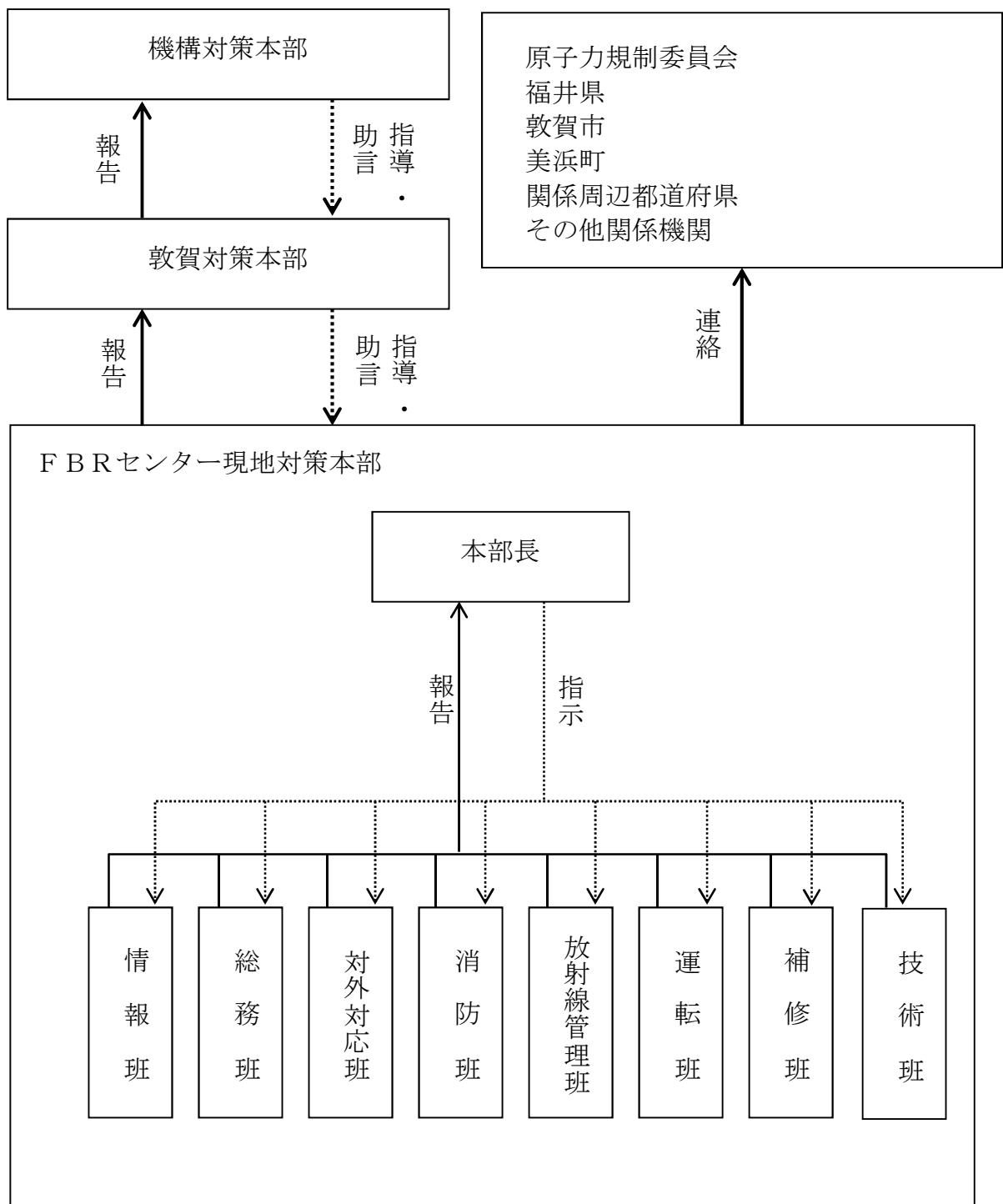
(注) 事業所外運搬の場合は、以下のとおり読み替える。

・「当直長」→当該輸送業務を所管する課長

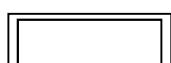
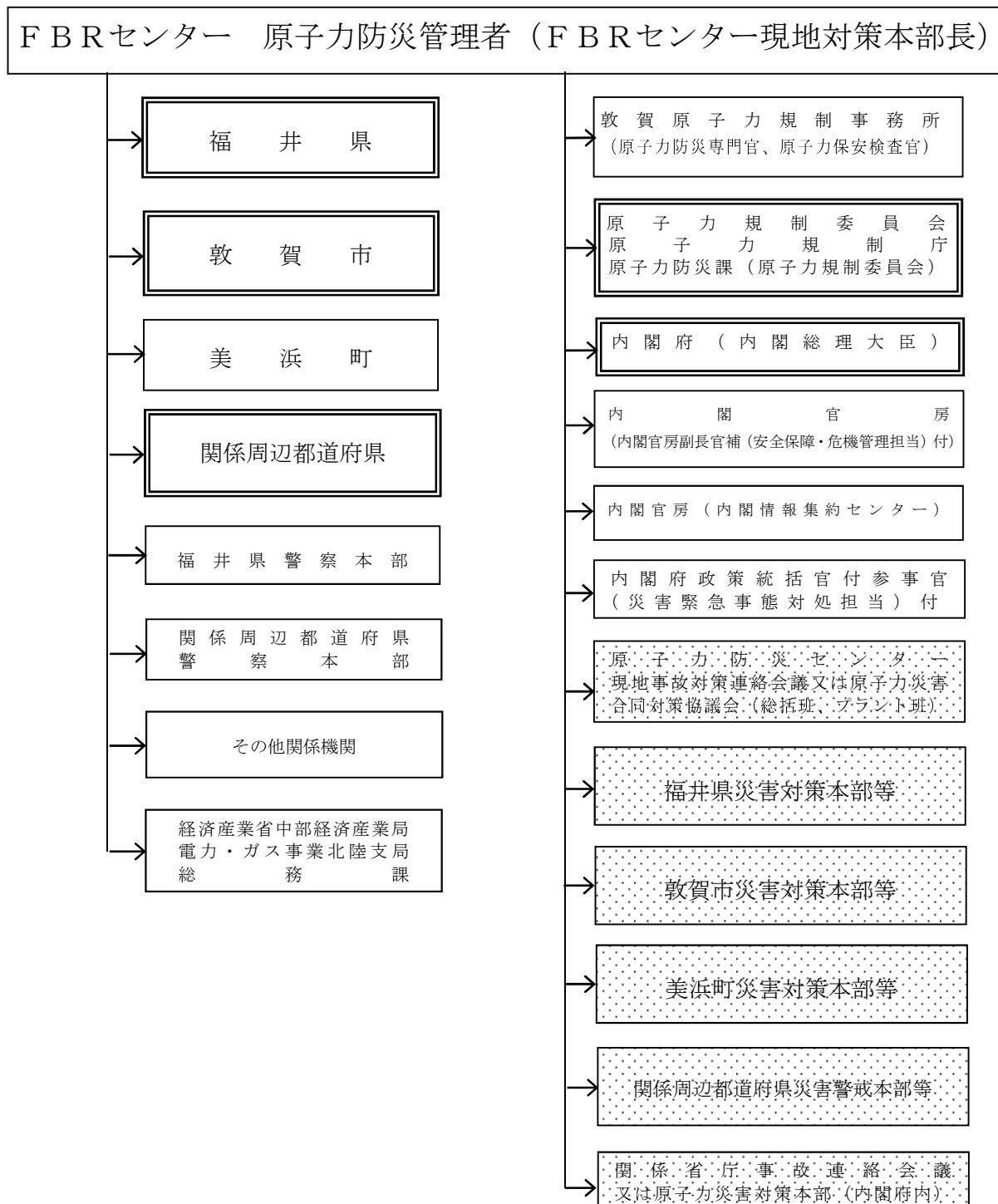
別図 2-2-5 原子力第一防災体制発令時の連絡経路



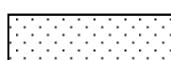
別図 2-2-6 FBRセンター現地対策本部設置後の報告連絡経路
(原子力第一防災体制発令後の報告連絡経路)



別図2-2-7 原子力第二防災体制発令時等の通報（報告）経路

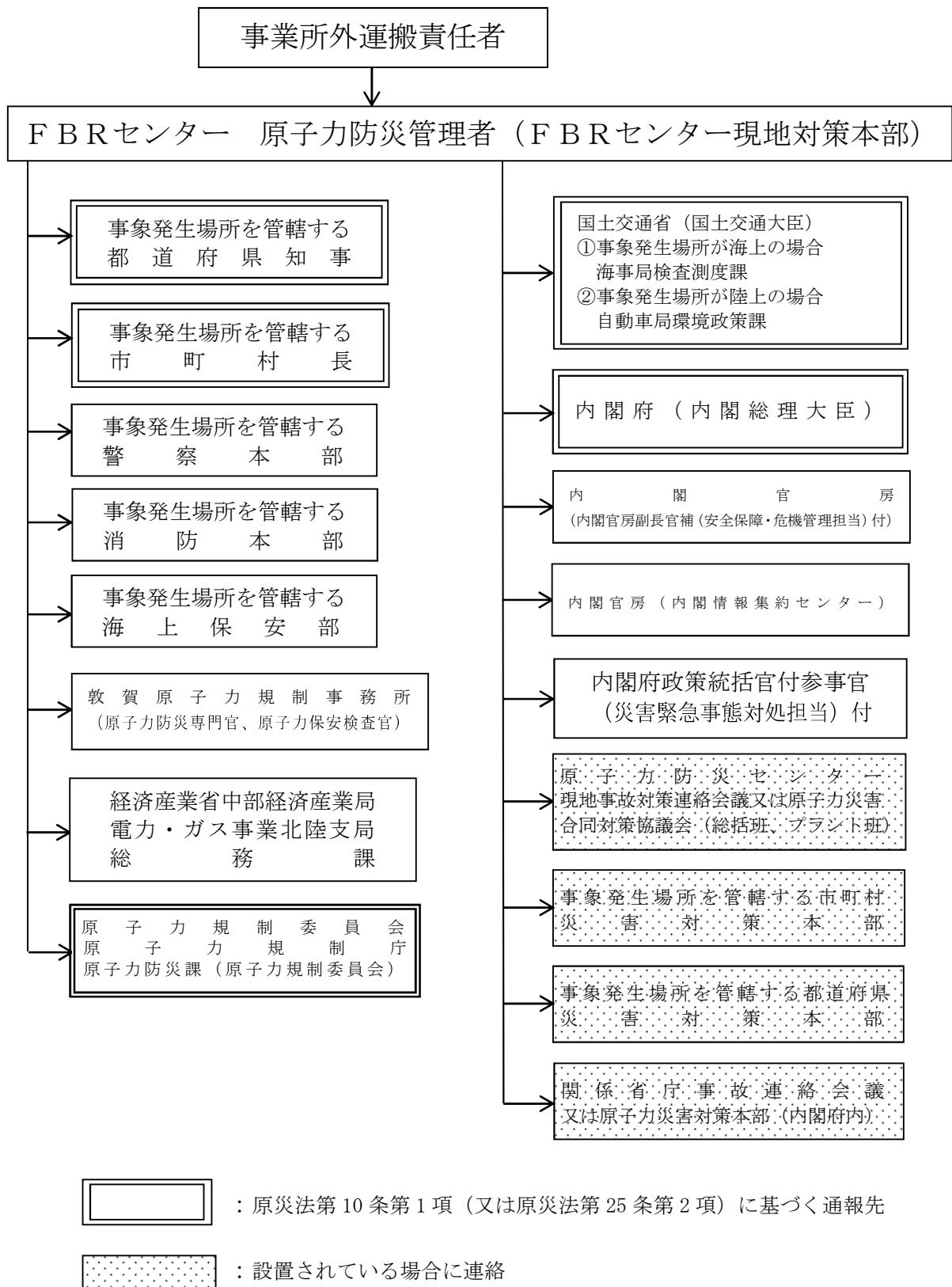


: 原災法第10条第1項（又は原災法第25条第2項）に基づく通報先

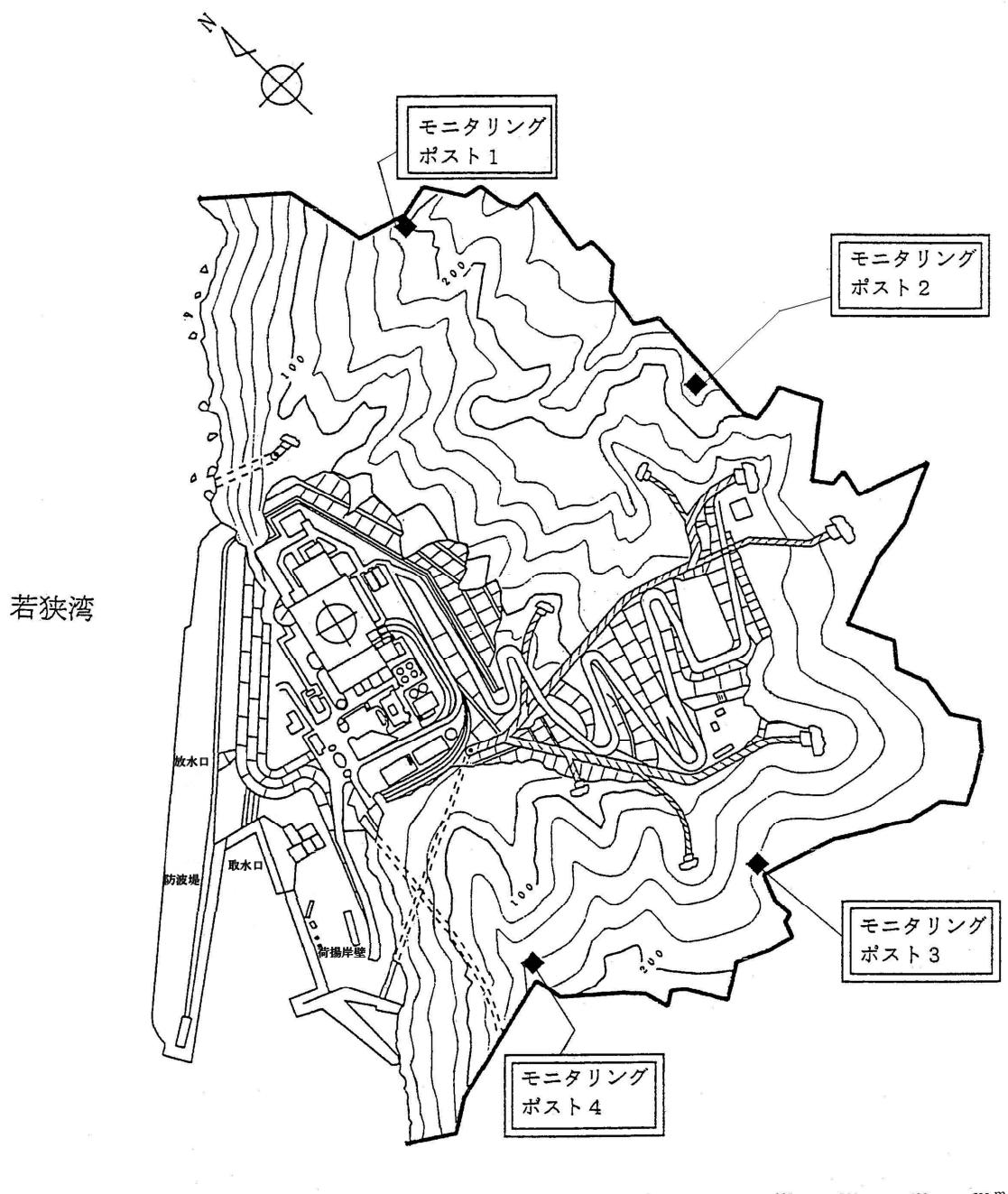


: 設置されている場合に連絡

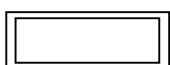
別図2-2-8 事業所外運搬における原子力第二防災体制発令時等の通報（報告）経路



別図2-3-9 もんじゅ施設境界付近の放射線測定設備



名 称	測定対象	測定器種類、測定レンジ
モニタリングポスト1 (EL160m)	空間線量率	NaI (10~ 10^5 nGy/h、電離箱 (10~ 10^5 nGy/h)
モニタリングポスト2 (EL230m)	空間線量率	NaI (10~ 10^5 nGy/h、電離箱 (10~ 10^5 nGy/h)
モニタリングポスト3 (EL200m)	空間線量率	NaI (10~ 10^5 nGy/h、電離箱 (10~ 10^5 nGy/h)
モニタリングポスト4 (EL175m)	空間線量率	NaI (10~ 10^5 nGy/h、電離箱 (10~ 10^5 nGy/h)



: 原災法第11条第1項に基づく通報対象となる放射線測定設備

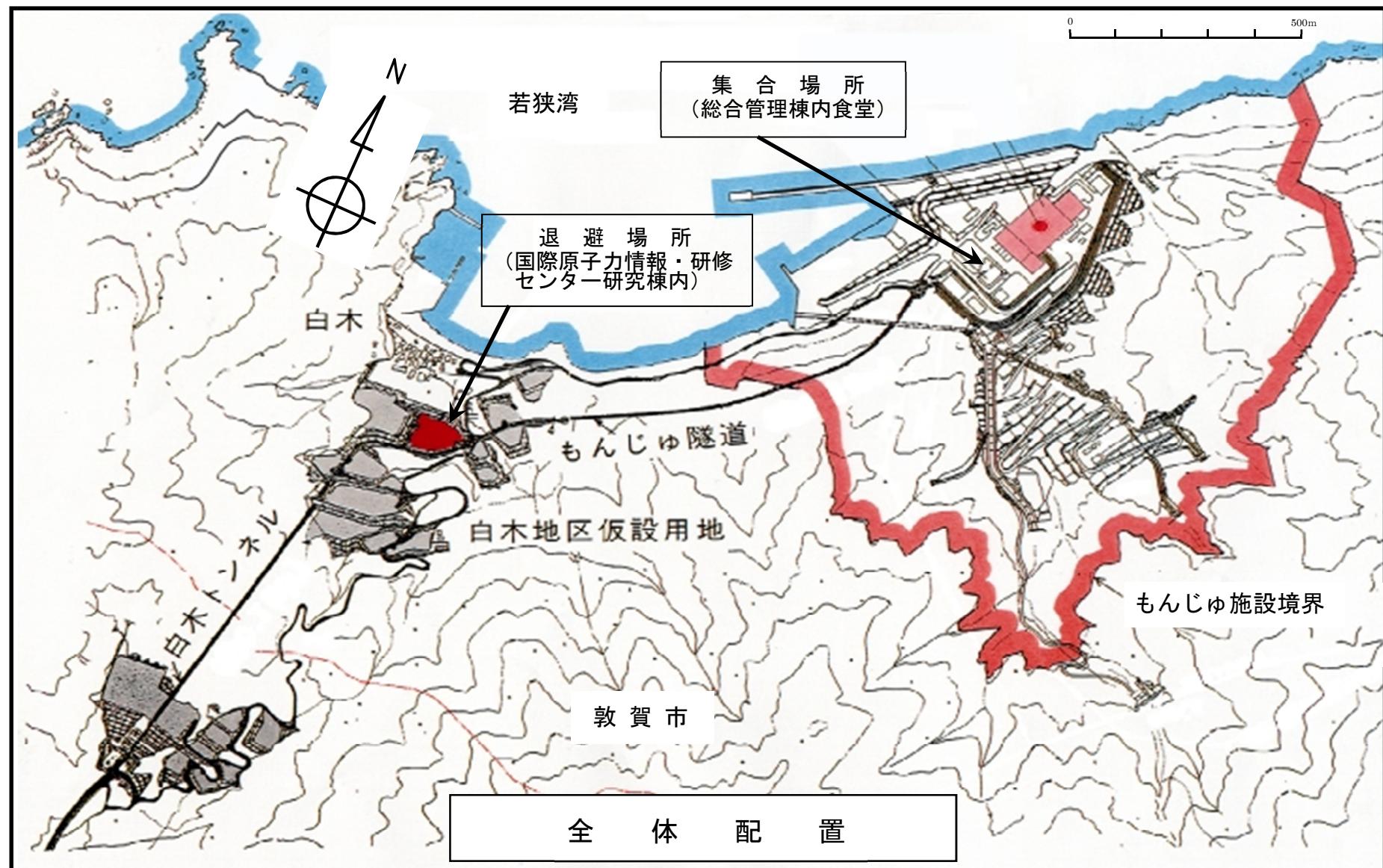


: もんじゅ施設境界線

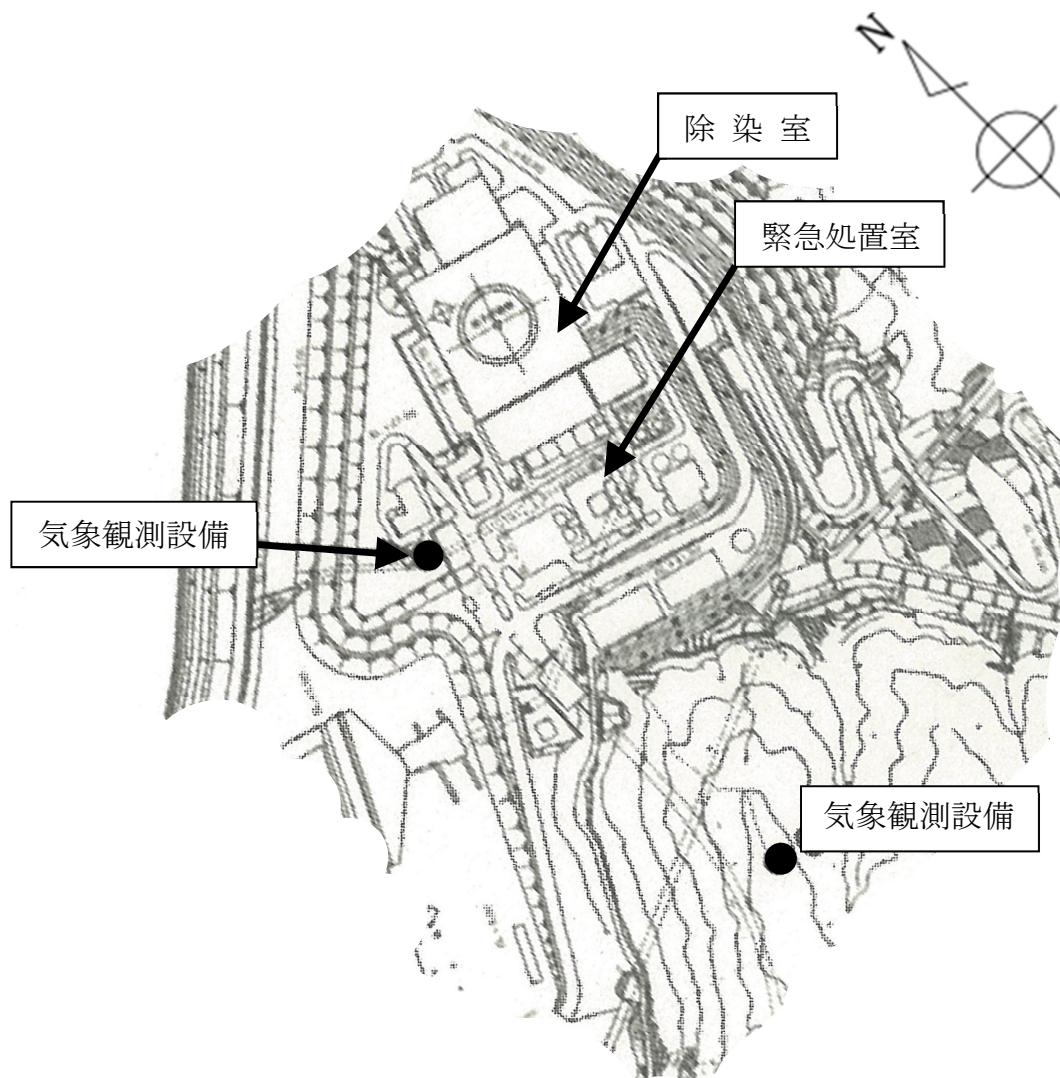
別図 2－3－10 シビアアクシデント対策等に関する資機材配置

安全確保上の観点から公開
しないこととしています。

別図 2-5-11 もんじゅ施設の集合・退避場所

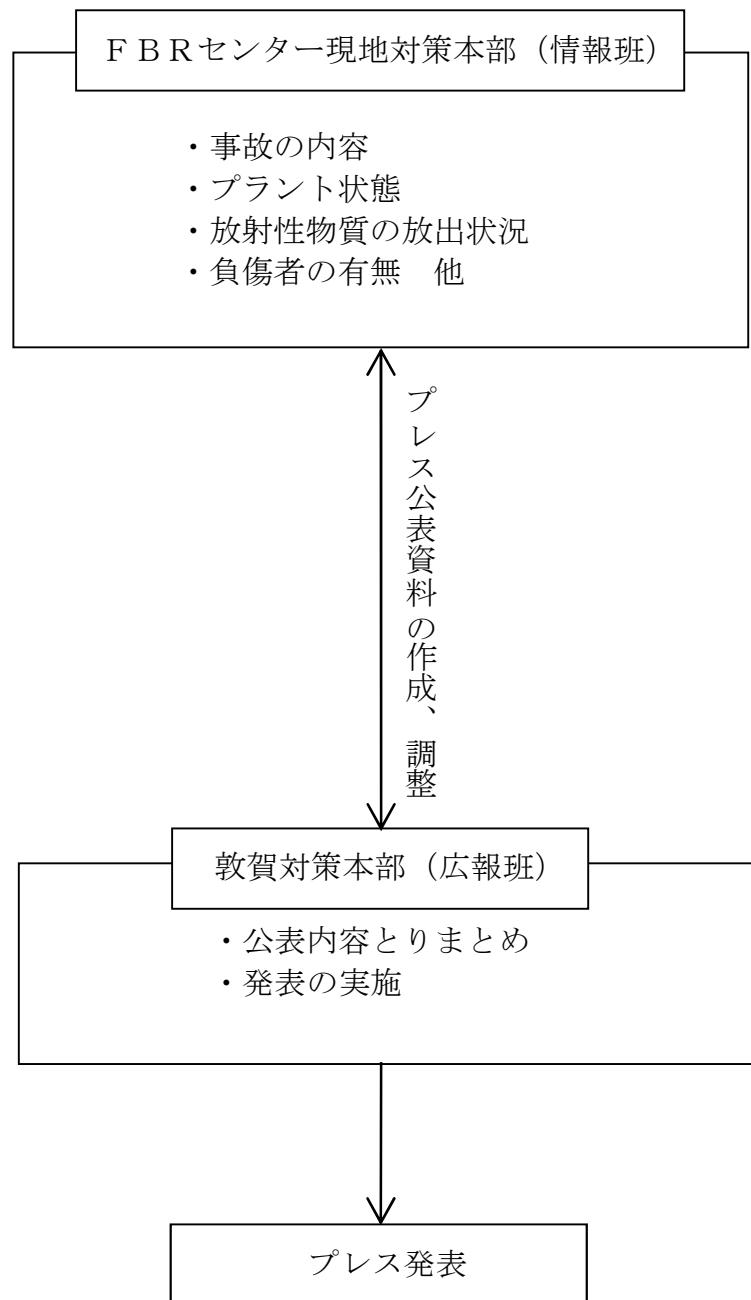


別図 2－5－12 もんじゅ施設内の緊急処置施設等



気象観測設備	風向風速計 (EL37m)
	風向風速計 (EL172m)

別図 3－2－1 3 公表内容の連絡経路



様式 1－5－1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿

届出者

住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協 議 し た 都 道 府 県 知 事 及 び 市 町 村 長	
予 定 さ れ る 要 旨 の 公 表 の 方 法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 協議が調つてない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 2—1—2 原子力防災要員現況届出書

原子力防災要員現況届出書

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所		
業 務 の 種 別	防 災 要 員 の 職 制	その他の防災要員
情 報 の 整 理 、 関 係 者 と の 連 絡 調 整		名
原 子 力 灾 害 合 同 対 策 協 議 会 に お け る 情 報 の 交 換 等		名
広 報		名
放 射 線 量 の 測 定 そ の 他 の 状 況 の 把 握		名
原 子 力 灾 害 の 発 生 又 は 拡 大 の 防 止		名
施 設 設 備 の 整 備 ・ 点 檢 、 応 急 の 復 旧		名
放 射 性 物 質 に よ る 汚 染 の 除 去		名
医 療 に 関 す る 措 置		名
原 子 力 灾 害 に 關 す る 資 機 材 の 調 達 及 び 輸 送		名
原 子 力 事 業 所 内 の 警 備 等		名

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式2—1—3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

		年 月 日	
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
<p style="text-align: center;">届出者 <u>住所</u></p> <p style="text-align: center;">氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)</p>			
<p>原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。</p>			
原子力事業所の名称 及び場所			
区分		選任	解任
正	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人自署するものとする。

樣式 2-3-4 放射線測定設備現況屆出書

放射線測定設備現況屆出書

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿	年	月	日
届出者 住所 氏名 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)			
放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式	
	設置場所		
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者		
	設置場所		
	検出される数値の把握方法		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- 1 この用紙の入力とは、日本工業規格JIS-Z-1001による。
 - 2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、法第11条第1項ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式2－3－5 原子力防災資機材現況届出書

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組
	呼吸用ポンベ付一体型防護マスク	個
	フィルター付き防護マスク	個
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線
	ファクシミリ	台
	携帯電話等	台
計測機等	固定式測定器	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ	台
	中性子線測定用サーベイメータ	台
	空間放射線積算線量計	個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンプラ
		台
	可搬式放射性ヨウ素測定関連機器	サンプラ
		台
その他資機材	個人用外部被ばく線量測定機器	台
	ヨウ素剤	錠
	担架	台
	除染器具	式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式
その他		モニタリングカー

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 2－7－6 防災訓練実施結果報告様式

防災訓練実施結果報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

報告者

住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

防災訓練の実施結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告します。

原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式 3-1-7 特定事象発生通報様式

特定事象発生通報

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿※

第 10 条通報

通報者名 _____

連絡先 _____

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻 (24時間表示)	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類
	想定される原因
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	
その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

※事業所外運搬時は、以下のとおり。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

様式 3－1－8 異常事態連絡様式（第2報以降）（原子炉施設）（1／4）

異常事態連絡様式（第2報以降）（原子炉施設）

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

平成____年____月____日（第____報）

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

通報者名

連絡先（原子力防災管理者）

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。

原子力事業所の名称及び場所		名称：_____（事業区分：_____） 場所：_____	
特定事象の発生箇所		高速増殖炉研究開発センター	
特定事象の発生時刻		平成 年 月 日 時 分（24時間表示）	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<input type="checkbox"/> 原子力緊急事態に該当（□する、□しない）	
	想定される原因	<input type="checkbox"/> 特定_____	<input type="checkbox"/> 調査中
その他特定事象の把握に参考となる情報	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等	別紙を参照	
	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：_____	
	気象情報 (確認時刻 時 分)	• 天候 : • 風向 : 方位 • 風速 : m/s • 大気安定度 :	
	周辺環境への影響	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：_____	
応急措置			

様式3-1-8 異常事態連絡様式（第2報以降）（原子炉施設）（2/4）

【原子炉の運転に関するパラメータ】

1. 原子炉の状態

項目	確認時刻（日 時 分）
事故発生時の出力	%
原子炉停止時刻	平成 年 月 日 時 分
炉心平均燃焼度	MWD/T
放射性物質の放出の有無	<input type="checkbox"/> 有り、 <input type="checkbox"/> 無し
放射性物質の放出状態	
排気筒放出口	<input type="checkbox"/> 放出、 <input type="checkbox"/> 停止
放出口以外(放出場所名)	放出場所名： <input type="checkbox"/> 放出、 <input type="checkbox"/> 停止 (地上高 m)

2. 装置の状況

装置の状況	確認時刻（日 時 分）
原子炉状態	制御棒状態
	%
原子炉液位	炉容器Na液位 mm
1次冷却材温度	A-原子炉容器出口Na温度 °C (上昇・低下中・安定)
	B-原子炉容器出口Na温度 °C (上昇・低下中・安定)
	C-原子炉容器出口Na温度 °C (上昇・低下中・安定)
2次冷却材温度	A-中間熱交換器出口Na温度 °C (上昇・低下中・安定)
	B-中間熱交換器出口Na温度 °C (上昇・低下中・安定)
	C-中間熱交換器出口Na温度 °C (上昇・低下中・安定)
冷却機能	A-補助冷却系 正常・異常・停止中
	B-補助冷却系 正常・異常・停止中
	C-補助冷却系 正常・異常・停止中
電源状態	外部電源 受電 有・無
	非常用ディーゼル発電機運転 受電 有・無
Na漏えい	1次系 漏えい 有・無
	2次系 漏えい 有・無
格納容器	圧力 kPa(kg/cm ² g)
	隔離状態 隔離・非隔離

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡すること。

様式 3－1－8 異常事態連絡様式（第2報以降）（原子炉施設）（3／4）

【放射性物質及び放射線に関するデータ】

1. 放射性物質の状況

項目	評価時刻（日 時 分）
評価時刻での放出量（放出率） 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 総量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量（濃度） 希ガス (Bq/cm ³) ヨウ素 (Bq/cm ³) 総量 (Bq/cm ³)	
評価時刻での放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以降の放出量（予測） 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続推定時間 (h)	

2. 予測線量

種類	評価時刻（日 時 分）											
	日 時 分			日 時 分			日 時 分			日 時 分		
方位	km	mSv	方位	km	mSv	方位	km	mSv	方位	km	mSv	方位
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点												
甲状腺の予測線量の最大地点												

(施設側での計算値)

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

様式3－1－8 異常事態連絡様式（第2報以降）（原子炉施設）（4／4）

3. 放射線モニタリングの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2) 場所がわかる資料も送付することとする。

項目	評価時刻（日 時 分）
排気筒モニタ	cps

固定式モニタリング設備地点					
γ 線空間線量率	設備地点名	MP-1	MP-2	MP-3	MP-4
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	・				
	・				

可動地点					
γ 線空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	・				
	・				
中性子線 空間線量率	設備地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	・				
	・				
γ ウ素濃度	設備地点名				
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	・				
	・				
その他測定項目	設備地点名				
項目	時 分				
	時 分				
	時 分				
	・				
	・				

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

※データについては、およその値（推定値を含む）を記載することも可とする。

様式3-1-9 異常事態連絡様式（第2報以降）（事業所外運搬）（1／2）

異常事態連絡様式（第2報以降）（事業所外運搬）

※各項目について、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

平成____年____月____日（第____報） 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿 通報者名_____ 連絡先（原子力防災管理者）_____	
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以後の情報を通報します。	
原子力事業所の名称及び場所	名称：_____（事業区分：_____） 場所：_____
特定事象の発生箇所	
特定事象の発生時刻	平成 年 月 日 時 分（24時間表示）
発生した特定事象の概要	特定事象の種類 原子力緊急事態に該当（□する、□しない）
	想定される原因 □特定_____ □調査中
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等 別紙を参照
その他特定事象の把握に参考となる情報	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分) □無 □有：被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 □無 □有：_____
	気象情報 (確認時刻 時 分)
	周辺環境への影響 □無 □有：_____
	応急措置

様式3-1-9 異常事態連絡様式（第2報以降）（事業所外運搬）（2/2）

【輸送容器に関するパラメータ】

1. 輸送容器の状態

項目	確認時刻（日 時 分）
・火災 ・爆発 ・漏えい	
特記事項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項目	確認時刻（日 時 分）
放射性物質	
放射線	

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

様式3-2-10 応急措置の概要の報告

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿*

第25条 報告

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者

1. 事故件名 : _____について
2. 事故発生場所 : _____
3. 事故発生日時 : 平成 ____年____月____日____時____分
4. 応急措置の概要

5. その他の事項 : _____
- _____
- _____

(用紙サイズ : A4)

*事業所外運搬時は、以下のとおり。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

様式 3－3－1 1 原災法第15条第1項に関する報告様式

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿※

第15条 報告

原子力災害対策特別措置法第15条第1項に規定する異常な水準の放射線量の検出又は事象を発見しましたので、以下のとおり報告します。(原子力緊急事態宣言ではありません)

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	

1. 事故件名 : _____について

2. 事故発生場所 :

3. 事故発生日時: 平成____年____月____日____時____分

4. 報告する内容 :

(1) 放射線量の上昇

モニタポスト等

観測設備_____ 検出値_____ $\mu\text{Sv/h}$

観測設備_____ 検出値_____ $\mu\text{Sv/h}$

可搬式中性子線測定装置 検出値_____ $\mu\text{Sv/h}$

(2) 放射性物質の通常経路放出

観測設備_____ 検出値_____ cpm

(3) 火災爆発等による放射性物質放出

観測場所_____ 検出値_____ $\mu\text{Sv/h}$ 又は蓋然性

(4) 事業所外運搬の放射線量上昇等

観測場所_____ 検出値_____ $\mu\text{Sv/h}$ 又は蓋然性

(5) プラントの事象

- ・すべての原子炉停止機能の喪失
- ・格納容器内圧力が最高使用圧力到達
- ・原子炉冷却機能の喪失
- ・運転中にすべての直流電源が喪失し、その状態が5分以上継続
- ・炉心の溶融
- ・停止中に原子炉内の燃料露出を示す液位の変化を検知
- ・中央制御室他からの原子炉停止機能等の喪失

(6) 原子炉以外の臨界

5. プラント状況等 : _____

6. その他の事項 : _____

(用紙サイズ: A4)

※事業所外運搬時は、以下のとおり。

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿